

平成27年第3回睦沢町議会定例会会議録

平成27年9月10日(木)午前9時開会

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	萩野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	中村精一
健康福祉課長	田邊浩一	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村幸夫	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹 心得	手塚和夫
総務課主幹兼 総務班長	白井住三子	総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊
教育長	今井富雄	教育課長	鈴木庄一
教育課主幹 (指導主事)	吉野清久	選挙管理委員会 書記	白井住三子
睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴	代表監査委員	生田昌司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介
書 記 中山大輔

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 産業建設常任委員会調査報告
- 日程第 4 請願第 1号 「安全保障法制関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出を
求める請願書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 睦沢町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 睦沢町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の
制定について
- 日程第 8 議案第 3号 睦沢町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5号 町道路線の認定について
- 日程第 11 議案第 6号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 7号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 8号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）
（議案第1号から議案第8号まで一括議題、町長の提案説明まで）
- 日程第 14 認定第 1号 平成26年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成26年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成26年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成26年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- （町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告まで）

日程第 15 報告第 1 号 平成 26 年度睦沢町健全化判断比率について

日程第 16 報告第 2 号 平成 26 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につ
いて

日程第 17 報告第 3 号 平成 26 年度睦沢町一般会計継続費精算報告書について

◎開会の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第3回睦沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

○議長（市原重光君） ここで暫時休憩といたします。

再開はブザーでお知らせをいたします。

（午前 9時01分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前 9時16分）

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく地方自治法の規定による平成27年度第1回定例監査の結果報告並びに例月出納検査結果について、平成27年4月分から6月分までの報告がありました。

次に、平成26年度社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る8月28日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について、9番、中村義徳委員長から報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

去る8月28日に、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました平成27年第3回睦沢町議会定例会にかかわる運営等についての協議であります。

今期定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましては、平成26年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定の他、条例の制定、一部改正、補正予算など合わせて8議案、諮問1件、報告3件、請願1件、議員発議2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表により説明申し上げます。

会期は、協議の結果、本日とあす11日の2日間を予定いたしました。

まず、本日の予定であります。最初に常任委員会からの結果報告、請願1件の審議をお願いいたします。

請願につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。次に、一般質問を行います。その後に、議案第1号から議案第8号までの8議案を一括上程し、町長の提案説明を予定いたしました。次に、認定第1号 平成26年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について、町長及び会計管理者の決算内容の説明並びに監査委員の審査報告を予定いたしました。続いて、本日の予定の最後となりますが、健全化判断比率、農業集落排水事業特別会計資金不足比率及び継続費の精算についての報告を行います。

本日の予定は以上のおりです。

あす11日は、最初に一般会計他5特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に、決算審査特別委員会の設置を行い、その審査を同特別委員会に付託し閉会中の継続審査といたします。なお、決算審査特別委員会の構成であります。副議長及び各常任委員会から2名ずつ選出をし、7名による委員で構成したいと思います。この決算審査特別委員会委員の選任が終わりましてから、休憩中に第1回決算審査特別委員会を開催いたします。続いて議案第1号から1件ごとに順次審査をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の決定事項であります。

議員各位並びに執行部の皆さん方には、スムーズな議事運営が行われますよう、格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君）　ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原　武君）　まず初めに、皆さんにおわびを申し上げたいと思います。

交通渋滞にちょっと巻き込まれてしまいまして、ちょっと私の注意が足りなかったというふうに深く反省をしております。大変申し訳ございませんでした。以後このようなことがないように十分注意いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ご挨拶と行政報告をさせていただきます。

朝晩、めっきりしのぎやすくなって参りましたけれども、秋雨前線の影響あるいはまた台風の影響で、一部で水稻の収穫にも影響が出ているのではないかとということで、心配しているところでございます。

そういうところでございますが、本日平成27年第3回睦沢町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私ともご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、議員各位におかれましては、ますますご健勝にて町の発展、町民福祉向上のため、格別のご理解、ご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。

8月の月例経済報告では、我が国経済の基調判断といたしまして、景気はこのところ改善テンポにばらつきも見られますが、緩やかな回復基調が続いているとしておりますが、中国経済の先行き不安や、米国の利上げ観測を背景に、世界的な株価の乱高下や為替相場の急変動に歯どめがかからない状況にあります。

町の状況といたしましても、景気回復の兆しはまだ出ておらず依然として厳しい状況が続いておりますが、現在作成中の睦沢町総合戦略を早期に作成し、活力ある睦沢町として参りたいと思いますので、一層のご指導ごべんたつのほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、今期定例会でご審議いただく案件は、平成26年度一般会計他特別会計決算の認定6件、新規条例の制定2件、条例の一部改正2件、町道路線の認定1件、一般会計他各会計補正予算3件、人事案件1件、報告3件でございます。慎重にご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管についてご報告いたします。

現在計画中のスマートウェルネスタウン計画に係る土地約2万8,000平方メートルのうち森地内の農地1万9,012平方メートルにつきましては、農業振興地域に編入されていましたが、計画推進のため昨年度から除外手続を行っておりましたが、本年8月31日をもって変更協議の同意がなされ、翌9月1日に公告をさせていただき、除外手続が終了いたしました。今後、道の駅となる道路区域を除く住宅建設予定地の農地転用手続を行う予定でございます。続きまして、農業委員会に関するご報告をさせていただきます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が6月30日に衆議院を通過、参議院で審議されておりましたが、8月28日に賛成多数により可決され9月4日に公布されました。この法案の中には、農業委員会等に関する法律の一部改正する法律も含まれ、農業委員会が行うべき事務として、農地法等に係る事務の他、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行うこととなりました。中でも農業委員の選出方法については公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することとされ、任命に当たっては、あらかじめ農業者の組織する団体等からの推薦を求め、年齢、性別に著しい偏りを生じさせない、原則として認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないこととされております。なお、本町の農業委員の場合、平成28年1月19日までの任期であります。新法では平成28年3月31日まで任期が延長され、翌4月1日から新委員の任期が始まることとなりますので、予定されておりました農業委員選挙は行われなくなることになります。

また、併せて農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなり、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化推進の活動を行うこととされました。現在のところ、国からの政省令がまだ示されておられませんので、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数、区域割や基準面積については不明ですので、詳細がわかり次第、折を見てご報告させていただきたいと考えております。

以上、ご挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名をいたします。3番、麻生安夫議員、4番、清野 彰議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日と明日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日と明日11日の2日間に決定いたしました。

◎産業建設常任委員会調査報告

○議長（市原重光君） 日程第3、産業建設常任委員会調査報告を行います。

6番、幸治孝明委員長より報告願います。

幸治委員長。

○産業建設常任委員会委員長（幸治孝明君） 調査報告書を朗読することで報告とさせていただきます。

委員会調査結果報告書、最終報告。

本委員会の調査結果を睦沢町議会委員会条例第26条及び睦沢町議会会議規則第76条の規定により下記のとおり報告します。

記

調査事項。

- 1) 集落営農の現状と課題について。
- 2) かずさ有機センターのあり方について。

調査内容。

開催日時、第一回、平成27年7月22日（水）午後1時。

調査箇所。

長南町農事組合法人関原営農組合。

出席者。

委員会、市原重光議長、幸治孝明委員長、田中憲一副委員長、荻野新衛委員、岡澤宏一委員、随行者石井事務局長、地域振興課芝崎主査補。

視察先。

長南町関原営農組合。

三十尾市衛代理理事、板倉正勝議長、仁茂田健一産業建設常任委員長、長生農業事務所改良普及課太田指導員、松坂農地保全課長、岩崎産業振興課長、関主任主事。

第二回、開催日時、平成27年8月11日（火）午後1時と午後6時。

調査箇所。

①睦沢町地域振興課かずさ有機センターについて。

②大多喜営農組合。

出席者。

委員会、市原重光議長、幸治孝明委員長、田中憲一副委員長、荻野新衛委員、岡澤宏一委員、随行者石井事務局長。

視察先。

①地域振興課長、それから宮崎主査、磯野主査、芝崎主査補。

②大北営農組合、粒良忠勝組合長他役員9名。

概要。

調査事項について、担当者の説明と聞き取りを実施するとともに、調査結果報告書を作成した。

指摘要望事項。

1) 集落営農の現状と課題について。

各地域において説明会、座談会が行われ、集落営農組合の設立や動きが見られる。先進地視察を重ね、本町での取り組みのあり方について協議をした結果、次のことを要望する。

①町の基幹産業である農業を守り、次世代につなぐため、農業活性化推進事業に関する補助金については有効に活用出来るように、今まで以上の周知及び理解を深めるための説明会や意見交換会の開催を望む。

②集落営農組織については、設立後も行政や地域とのかかわりを閉ざすことなく連携をとり、経済環境の変動や組織運営の状況によっては、支援のあり方の見直しも視野に入れ取り組まれない。

2) かずさ有機センターのあり方について。

酪農家の後継者不足、施設の老朽化に伴う修繕計画など、たい肥生産にかかわる根本的な課題が間近に迫りつつある。これらの現状を踏まえ、課題を回避すべく方向性を早急に示し、ブランド化、六次産業化など町の振興発展につながる計画策定に努められたい。

以上、これらの指摘要望事項が、議長を通じて町執行部へ提出されるようお願いし、報告とする。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長報告で、指摘要望事項を執行部に提出願いたい旨の報告がされました。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会の指摘要望事項は町執行部に提出することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、請願第1号 安全保障法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

職員に請願書を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、紹介議員の説明を求めます。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 安全保障法制関連法案の慎重審議を求める意見書提出を求める請願書についての紹介議員としてのご説明を申し上げます。

まず、私は陸沢町にとってどうなのか、町民にとってどうなのかという点から申し上げたいと思います。というのは、平成7年6月議会において、まずは議会の承認のもとに非核平和都市宣言がなされたわけであります。私はこの内容が非常に重要だと考えております。そ

の中に、世界唯一の原爆被爆国民として、また先の第二次世界大戦による戦火の上に今日の平和を享受している睦沢町として、我々は再び戦争の惨禍が繰り返されないことを念願する。これは全世界の人々の共通する願いであると確信すると決意を表明したわけであります。

この点に立って、今回の法案はどうか。今回衆議院で強行採決をされ、現在参議院で審議されている安全保障法制関連法案は非核都市宣言、先程申し上げました趣旨からいって、私は到底認めることが出来ない内容ではないかと考えております。

その理由は、第1には、集団的自衛権の行使ということは国会でもますます明らかになっているように、アメリカが引き起こす、例えば先制攻撃の戦争であっても、事実上自衛隊が巻き込まれるのを断ることが出来ず、若い自衛隊員などが他国で殺し殺される戦争に巻き込まれる危険性をはらんでいるということであります。私は自衛隊そのものの法的位置付けは、それぞれの方々の違いはあるとしても、個々の自衛隊員がその力を生かし、災害などで貢献してきたことは事実であり、こうした若い命を戦争で失わせてはいけなないと考えるのが第1であります。

第2に、法案の中心の一つであります後方支援というこの国際的にない範疇の問題であります。これは国際的には兵たんロジスティクスと呼ばれる活動であることでもあります。兵たんとは武力行使と一体不可分であり、審議の中でこれまで戦闘地域とされていた場所まで行き、武器の使用を可能とするということもはっきりいたしました。また、その兵たんのものは毒ガス兵器や核兵器も法文上は運ぶことが出来るというものであり、憲法上許されないものと考えます。

第3に、自衛隊の暴走という問題がこの法案の中で言われて参りました。自衛隊幹部の集まりで、米軍と自衛隊の軍軍間調整所を設置する等明記をいたし、自衛隊を公然と軍隊としていることでもあります。日本国憲法9条、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しないに反する憲法違反ではないでしょうか。また、昨年選挙の投票日の3日後、閣議決定のはるか前に、統合幕僚長がアメリカ軍側に安保法制について来年夏までには終了するという約束をしていたことでもあります。この事実は、国会と国民を無視した自衛隊という実力部隊の暴走を生み出すという結果となっているのではないのでしょうか。

第4に、これらの事実が判明し審議が進めば進むほど政府が説明出来なくなっており、到底国民の理解が進む状態ではないことでもあります。当初、安倍首相は日本人を輸送している米艦船を守らなくてもよいのかとイラストまで掲げて説明しました。ところが、先日、中谷防衛大臣は、日本人が乗っていなくても集団的自衛権の行使はあり得るのだと答弁をいた

しました。参議院の特別委員会はこの1か月余で、昨日までで100回を超える答弁中断が起きている事態であります。また、河野克俊統合幕僚長と米軍中枢部との会談を記録した内部文書については、存在は認めましたが説明も拒否されているという状態にまで陥っているわけです。

第5に、この法案が憲法違反であり、一内閣が勝手に決められる内容でないことは圧倒的多数の憲法学者、そして歴代元内閣法制長官、さらには元最高裁長官の山口繁氏などが憲法違反と発言するなど、安全保障法制関連法案の法的整合性が根本から崩れました。

第6に、国民の理解が得られるどころか、法案の中身が明らかになればなるほど、反対との報道と世論が広まり、学者、青年学生、女性、文化人など各階層を超え、地域的にも全国に広がるなど広範な主権者が自発的、自主的に声上がる一過性でない新しい国民運動として発展してきていることでもあります。各種世論調査を見ても、総じて反対は過半数。今国会で成立させるべきではないが7割以上。政府は説明不足が8割以上となっております。

私は、本議会が憲法遵守の立場に立ち、また、地方自治法である住民の福祉の増進を図ることを基本とするその大前提である町民の平和と安全を守ることの役割、そして先程申し上げました、非核平和都市宣言の再び戦争の戦火が繰り返されないことを念願するとして痛苦の歴史を繰り返さない立場からも、本請願書に議員各位のご賛同をいただけますようお願い申し上げます、紹介議員の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君）　　ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました請願につきましては、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　　異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田中議員。

○2番（田中憲一君）　　2番。一つお聞きをしたいところがあります。

まず、今の紹介議員の説明の中にはありませんでしたが、この請願書には戦争法案という架空の法案の書き方がされています。まず、その戦争法案とは何かお聞きをします。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） お答えをいたします。

安全保障法制関連法案というのが正式名であります。しかし、この内容の理解についてよりわかりやすくするという意味で、私は事実上の戦争法案だと感じております。そういう認識だというふうにご理解をいただければいいと思います。

内容については、今説明したとおりであります。憲法上どうなのか、それから町民が過去の戦争について、どういう気持ちで非核平和都市宣言ということが町として位置付けられたのかという問題も含めて、私は何としても若い命を戦争によって奪われるような町にはいけない、そういう思いを是非とも国に届けていただきたいという思いから、私は紹介議員となったわけであります。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） 2番。捉え方として、この戦争法案というくだりがありますが、自衛隊がアメリカの戦争や軍事行動にいつでもどこでも切れ目なく参加出来るようにする戦争法そのものであるという請願書の書き方があるわけですが、反対をするに当たり、この戦争法案という言葉を使って反対活動をされている方がいます。これは紹介議員が言われるように、安全保障関連法案で戦争を抑止するものであります。

この戦争法案という言葉が、今日本全国で裁判にもなっているところがあります。長野市議で、やはりこのことに対して、戦争法案を推進したということで、要は告訴するという事態も起きているので、言葉の取り扱いがとても重要になると思っているので、この戦争法案という言葉に関しては、安全保障法案でありますので、絶対に使ってはいけない言葉だと思いますので、戦争法案という言葉が本当に適切ではないと思いますので、そこら辺もう一度、戦争法案について、慎重な審議をされることはとてもいいことだとは思いますが、是非していただきたいとは思いますが、この戦争法案という、戦争法という言葉がどうも納得いかないので、その言葉をしっかり確認をしたかっところでございますので、また紹介議員のほうから何かそれに対して話があればひとつお聞きしたいところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 同じ答えになるんですが、それはこの法案の中身についてどういうふうにならぬが、今田中議員さんは戦争を抑止するというふうなご認識であります、私

の認識とは違いますし、そういう認識の内容について述べているというふうに私は理解しましたので紹介議員となったわけです。

それで、戦争を抑止するという事でいうと、私は憲法9条をしっかりと認識することだと思うんですよ。つまり、本当に抑止したいというふうに考えるなら、憲法そのものについて賛否を問うということがあってしかるべきなんですよ。もう憲法9条からいったら、これは明確におかしいでしょう。軍なんていう言葉を使ってもいけないものでありますから、手続上の問題も私はあると。

たとえ内容についてそのようなご理解があったとしても、条文上は憲法学者、それから最高裁、そういう人も含めて明確に違反じゃないかと言っているわけですから、私は手続上の問題からいってもそこはちょっと違うんじゃないかなというふうに感じました。見解が違うことは、それは当然あるかもしれません。そういうふうに感じております。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） 平行線になるので、そこら辺は、私はこの戦争法案という言葉には納得いかないで、あとは平行線になると思いますので以上にします。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 11番。この件につきまして、意見も交えながらの質疑になると思いますがご容赦願いたいと思います。

この非核廃止の三原則、これは私も当時、当時も今も議員ですけれども、そのとき賛成いたしました。それは当然のことで、戦争は反対でございます。

この件につきまして、先般共産党の後藤さんが来まして、この非核三原則のやつを持ち出して来ました。あなた賛成しているじゃないですかと。私もよくよくその辺を分析したら、それはそうであろうと。じゃ、これは、今回私はこの請願に反対すると暮れの選挙で、荻野は二枚舌を使ったというふうに捉えられると。

だけど、いいですか。これは意見を踏まえながらの質疑だからね。あのときの状態と今の状態は、世の中が非常に大きく変化していると。一つは尖閣列島を始め、南沙諸島なり、今中国、北朝鮮、核を持っている中で時代が変わってきていると。

あくまでも、今、市原議員が言ったように憲法9条、これは大事です。戦争はもう二度とやってはいけない。戦後70年でいろんな形が今ぶり返されています。うちでも一人亡くなっ

ています。戦争は絶対やってはいけない。しかしその中で、どう平和を守っていくかという、私は観点が必要だろうと。そういう中で、グローバルな中、また少しお金を持って来て豊かになってきた、今度は領土拡大だということの中で、私は日米安保、この日米安保があったからこそ日本は経済にまい進して、今まで金もうけだけで、金もうけじゃないな、経済主義で今の豊かな日本を作ったという経緯がある。

日米安保のときに、最後は質疑になるから大丈夫だよ。日米安保のときに、みんなブームみたいに反対反対だね、一種の熱病だよ。神林美智子さん、あのとき圧死で亡くなったよね。岸さんは体をかけて日米安保を締結したと思う。その基本があると思う。時代が変わる中で、戦争はやってはいけないが、やってはいけないが、いつまでもアメリカだけにおんぶしておいていいのかと、やっぱり権利と義務、責務も必要じゃないかと。そういう中で、今回の集団自衛権の問題、色々難しさはありますね。難しさはある。けども、私は一つの流れ、我々の選んだ国会議員が決めるのであれば、これは民主主義の原則でいたし方ない。そう思っているわけなんです。

そういう中で、この請願がこんなにも、市原議員のことだからと書いていたんだけど、こんなに出て来るとは思わないで、私もそんなに難しく考えないでここへ臨んできました。これは暮れの選挙やられるなという部分もあったんですけども、私はこの請願について、やっぱり日米安保から考えるべきだろうと。部分だけでやるんだったらいいけども、総合的に見た場合は、私はこれは必要じゃなかろうかと。今言った憲法学者等の手続上とか法的な問題、色々あるかもしれない。

だから、そういう中において、非常に長くなってどこを落としどころにするか難しいんだけど、日米安保についてはどう思いますか。アメリカだけに負担をかけて、日本は何もしないでぬるっとしているのが、本当にこれからの国際化の中でいいのかどうなのか、まずそれを伺いたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 論点が多岐にわたっているのです。

○11番（荻野新衛君） 日米安保のところだけ。

○10番（市原時夫君） いやいや、それだけじゃ駄目だよ。全部しゃべってしまうよ。

中国うんぬんと言いましたけれども、現実に関今準備しているのは、荻野議員ご承知のように南スーダンですよ。ここが事実上、もう混乱、戦闘、内戦状態になっていると。そういうところに行って、武器の使用も可能な兵たん活動もやりますと、それから巡回もやります

という、それが一番の問題ですよ。

中国とどうするということですか。これやって、中国と戦争するというんですか。そういう問題じゃないでしょう。

私は、おかしいところありますよ、あれ、中国の尖閣諸島、確かに。そういう問題については、中国と東南アジアでは平和条約で話し合いによって解決するという仕組みが出来ているんですよ、ちゃんと。だからそれを日本も含めて作るべき。どんな問題でも武力対武力、戦争で解決してはいけないというのが憲法なんですよ。だから憲法をしっかり守ろうということがまず第一に置かなければ駄目だと私は思いますよ。

萩野議員の言うように条件が変わったというのだったら、堂々と憲法を変えるべきなんです。それでやるべきなの。一内閣が、歴代の内閣がちゃんと解釈してきた内容を勝手に変えるということは出来ませんよ、そういうことは、本来。憲法からいってどうなるか、それは萩野議員も今お認めになっているわけですよ。だから、そういう手続上のおかしなところがあると、その一つだけでも私はこれはおかしいんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それで、日米安保ということを行いましたけれども、それがあからずからでしょう、今、こういう大問題が起きているのは。命の問題にかかってやっているわけです。

それから戦後、日本は国として戦争に直接巻き込まれたり、殺したり殺されたりするということはなかったということは、まさに国民運動じゃないですか。国が敗戦してもう二度と戦争したくないという強い決意があったということ。

それからもう一つは、ちょっと長くなってごめん。私は最近思うんですけれども、若い人たちが自分の個人の枠内の幸せだけじゃなくて、この日本全体、それが将来について平和な国として暮らしていきたいと、そういうことを勇気を持って発言している。こういう若い人たちを戦場に送っていいのかなというふうに思うんですよ。みんな、私も集会に行きましたけれども、どこどこから来た誰々ですと堂々と名乗って、まさに体を張って、昨日ですか、おとといですか、NHKの番組でやっていましたよ。そういうふうに言うと就職に影響すると、それでも私は言わざるを得ないという、こういう若い人たちの勇気、知性、そういうものに私は、かなり年をとってきましたけれども応えるべきだというふうに思うのであります。

○議長（市原重光君） 萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） ご高説ありがとうございます。

そういう中で、何かあるとすぐもう子供を戦場に、軍靴の足音とかとすぐ論理のすりかえになってしまうんだけど、だから子供というか、自分たちの子供というのは、その中で

徴兵制はまだしかれていないし、自衛隊は国家公務員だから、嫌なら辞職するしかないだろうと。辞職願じゃなくて、辞職届を出せばいいだろうし。この問題は正直に言って、今まで日本が戦後、憲法9条を掲げていれば日本は安心・安全だと、はっきり言ってアメリカにおんぶにだっこだったと、私はそう思うんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 日本の経済発展はアメリカのおかげですか。違うでしょう。日本の国民、今の高齢者含めて一所懸命働いたからですよ。アメリカは、じゃ何でもやってくれたんですか。それどころか沖縄みたいに県民の命をさらすような基地を平気で作るということのほうが大きいんじゃないですか。

私はもっとアメリカとは対等の形で堂々と交渉すると。いろんな国際会議にいてもアメリカの言うことにはほとんど、全部とっていい位何でも手を挙げるような事態じゃなくて、お互いに仲よくしましょうと、全ての国と仲よくしましょうという態度こそ、これから必要だと思っんですよ。私はこれだけの高度成長やって、今ちょっとおかしくなっていますが、やってきたのは、それは日本国民が働いてきたからというふうに私は思いますよ。

それから、私が言っているのは、徴兵制の問題は、恐らく可能性はあるというふうには思っていますが、そのことは言っていないよ。若い自衛隊員、今一所懸命、災害などで頑張っている、そういう人たちが命を落とすことになりかねないということを言っているんです。以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議ありました。

それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 討論をさせていただきます。

私は、本請願につきましては慎重審議というようなことでありますから、徹底した議論を

重ねることは極めて重要なことだというふうに思います。

しかしながら、報道によりますともう今や国会は終盤国会というようなことで、来週あたり、報道では採決されるというようなことも言われております。

こういう状況の中で、私は時間的にこの請願の時間が本当にないと、こういうことでありますので、6月議会程度であれば、この町の議会の名前を出すわけでございますから、郵送すればそれはあした、あさって届くかもわかりませんが、内閣総理大臣宛てに出すわけですから、そういう時期的な問題が極めて難しい時期であると、こういうことが1点であります。

私は考えます。私たち町会議員、地方議員はやはり地域の方々、いわゆる町民が健康で豊かな生活、そういったものを将来に向かって、また若い人たちが希望を持って暮らせる、そういう生活が出来るような状況を、そういう状況を作り上げるのが私たち地方議員の大きな仕事でございます。また、県会議員につきましては、県民の皆様が豊かで健康で生活出来るようなそういったことで活動するのが仕事でございます。国会であるならば、まさに日本という国がこれからの日本の国土を安全でしかも生活しやすく、国民の生命と財産を守る、そういう立場で将来に向かって若い人たちが希望を持って育つ、そういう環境を作っていくのがまさに国会議員の仕事であると思っております。

議会制民主主義の中で、そういうもとで選挙によって私たちが選出した国会議員が、今こういう状況の中でそれぞれの立場で活動しているわけでございますけれども、そういうそれぞれの人たちの意識を十分認識することが私は大事ではないかというふうに思うわけでございます。

世界経済、まして国際情勢が大きく変化している現在、非常に予断を許さない、そういう状況にあると思っておりますが、私たちは今回のこの重要法案であります安全保障法制関連法案が、内容を十分勉強し理解をして、そして今後の対応を見守っていく、これも非常に大事なことだと思います。

そういった面から思いまして、私は今請願につきましてはいかながなものかという立場、反対という立場で討論をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番（市原時夫君） 提案者はできないのか。

○議長（市原重光君） その辺が、ちょっと私も認識ありませんけれども、紹介している内容についてはるる説明があったので、なしということをお願い申し上げます。

次に、反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ありません。

ないようですので、これで討論を終わります。

それでは、請願第1号 安全保障法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は採択しないことに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（市原重光君） 続きまして、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承願います。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、10番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に沿って一般質問を行います。

最初に、地域環境、地域経済の活性化についてということであります。

特に、地域資源を生かした自然エネルギーの活用について、提案と質問をさせていただきたいと考えております。

実は私は今年の3月、町民の方々と福島県いわき市から、確か開通して直後だったと思いますが、放射線で行けなかったんですが、6号線を北上し福島第二原発、そして事故のあった第一原発の周辺を現地の医療関係者の方の案内で自主視察をしてまいったわけです。

復興とは何かと、私はそこで思ったんです。それは、これまでの生活、なりわい、これが本当に再建されるかどうかということだということ、本当に胸にしみました。この案内された方は、この事故は日本最大の公害ではないかと位置付けているように、環境破壊の最た

るものだということの認識を新たにいたしました。そこでは原発事故周辺、汚染処理土壌を詰め込んだフレコンバッグ、ご存じだと思いますが土の入った大きなやつですが、高く積み上げられた場所など、地域的には持っていった線量計がまさに異常な何十倍、何百倍というんでしょうか、値を示しておりました。私たちもそういう意味では被曝をしたわけですが、若い人たちはとてもここには来られないなど。全地域じゃありませんよ。一部の地域です。

4年たっても、当時、津波被害の商店街がそのまま残っている。そのため、立派な新築の住宅街、見た目は立派なんですけどゴーストタウンとなっているところもありました。

最大の責任者である東電が、被災者の補償額というのを東電側が決めているわけでありまして、被災者同士のいさかい、被災し仮設などへの一時移住した被災者と移住先の住民とのいさかい、なりわいの見通しがなく生きる気力を失い自殺、その日暮らしの生き方になってしまった方々などのお話も聞きました。裁判ではっきりした、奥さんが火をかぶって自殺をされたということも聞きました。本当に胸が痛みました。こんな事態を生んではならないというふうに思っておりますし、そういう中で子供の将来の健康を心配されるという苦悩のことも聞きました。

私は今、国が原発再稼働を進めておりますけれども、町として出来る範囲で原発に頼らないことはもちろんであります、それは一町で出来ることではありませんが、地域資源を生かした自然エネルギーの可能性を追求すべきだと考えております。事実、去年もそうですし、今年もそうですが、暑い夏、電力での混乱が起きなかったことでもありますし、また将来に向けて集中型のエネルギー活用から地域ごとのエネルギー生成という展望を切り開くことにもなるというふうに考えますが、基本的なエネルギー活用の考えについてお聞きいたしたいと思っております。

次に、町として災害緊急用の太陽エネルギーの活用が一部導入をされております。また、個人の町への補助制度もあり、また企業による町内の太陽光発電などの自然エネルギー活用の増大も見られます。私は、町がこういう点でもしっかりやった点もあったということで評価しております。現在のこうした自然エネルギーの活用、どの程度されているのか、把握されているところで結構でございますので、お聞きをしたいと思っております。

また、環境循環型の自然エネルギー活用が基本であります、中期的な点では地域資源である地下資源、ガスも含めた、これはいわゆる化石燃料ですから循環はしないわけですが、かなりのあるわけで、それから自然環境的にも優位な側面もあります。この点はどうかとお考えかと。

それから、睦沢町として、前にもこの問題を取り上げましたが、木質エネルギーを始め各種エネルギー活用による環境改善、地域経済、雇用などのエネルギーの地産地消に取り組む問題について伺いたいと思います。この点で、先日晒していただいた睦沢町総合戦略施策の体系フォロー案の中に、睦沢町で暮らし続けることの出来る安定した雇用を創出するという政策分野の中に、次世代につなぐ活力ある農業の再生と活性化として、環境に優しい農業の推進として木質バイオマスをということを個別施策として掲げておられるわけであります。この点では私も、ここで取り上げましたけれども南房総市の例も取り上げましたけれども、町の山林活用によって、もう一方では例えば有害鳥獣対策にもなりますし、原発、石油エネルギーに比べても安価なエネルギーの供給の可能性も切り開き、雇用創出につながるという点もあるわけであります。町がエネルギー供給者として住民参加型の組織づくりや、国や県の財政活用、研究者、製品開発企業なども検討し具体化をすべきと考えますが、お聞きをいたしたいと思います。

次に、町農業の現状と対応について伺います。

昨年の米価下落に続いて今年も低迷の見込みであり、町農業へのさらなる深刻な打撃となるのではないかと心配をしております。

ご存じのように農業は睦沢町の基幹産業であるということ、睦沢町第2次総合計画後期基本計画でも明記してあるとおりであります。その中でも米作は主要産業であるとともに、世界的な食料不足、日本の食料自給率のかなめでもあります。しかし、国の施策を見ますと、私から言わせると、目先の利益追求型の施策により、食料自給という命の根源が軽視されていると考えざるを得ません。

昨年の米価暴落が起こり農業に深刻な打撃を与えております。原因は、市場に大量の余剰米が発生し、新米の時期になり投げ売りが起こり市況が低迷したことであり、その背景には、日本人の米消費が例えばですが昭和40年では111.7キロだったのが、平成24年は56.3キロに減少していること。国による米生産調整が廃止の方向、平成30年度と言われておりますが、あります。私は、市場にだぶついている約60万トンの余剰米を、政府の備蓄米など、市場隔離して市況を正常に戻すこと。全農などの民間集荷団体による稲作農家の抛出金をもとに、2013年度産米を約35万トン買い入れ、飼料米として販売に回すこと。政府備蓄米として、5年から7年前のいわゆる古々々々々々米ぐらいですか、ということの処分等を、緊急対策として新たに24万トンの買い入れなどの方法が必要と考えます。

そこで、第一に昨年の米価暴落による減収について、ここ10年位で比較をしますと水田面

積、総生産量、販売総額でどう影響を受けたかわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

次に、私の提案を申し上げましたけれども、町として、確か昨年実施をされたと思うんですが、郡市共同して生産コストに見合う米価への緊急対策を国に求めているかどうかと思うので伺います。

それから、町、国の農業そのものの破壊につながるT P P、各国交渉の中で矛盾が表面化しておりますけれども、日本農業のそして町農業の食料自給確保、環境保全の観点からも交渉中止を、このままでいくとちょっと質問という関係はありませんけれども、求めているかと思いますが、見解をお聞きします。

次に、高齢者福祉について伺います。

現在町は、介護保険制度の改正に伴う高齢者福祉の新たな施策の実施を、延期をして準備を進めています。どうも聞くところによると、延期時期を早めて実施する方向のようですが、どうなっているか進行状況を含めてお聞きをしたいと思います。そして、そうだとするならば、改正点の問題である介護保険から外され町の事業となる要支援の方へのサービス低下とならない対策、負担増とならない対策はどのように見込んでいるのか、これをお聞きします。

次に、要介護者への支援の充実として、障害者認定書の発行は出来るわけではありますが、要介護者となった場合、障害者認定されることが可能であることによる各種の負担軽減、サービス充実、これの周知徹底、活用どうなっているか伺いたいと思います。

次に、寝たきりなどの高齢者への紙おむつ、利用されているわけですが、ごみ袋支給について伺いたいと思います。一定の条件下で紙おむつの支給を行っているわけですが、結局紙おむつを使いますと、その分だけ高いごみ袋を購入しなければいけないという二重の負担を生み出しているわけがあります。こういう方への、結局こういう人は生活苦の側面も強いわけですから、対応したごみ袋の支給を行ってはどうかと思いますが、お聞きをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 質問に答える前に、まず最初に資料の配付をお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） ただいま町長より、市原時夫議員の一般質問に対する資料配付の申し出がありました。

これから資料を配付させます。

(資料配付)

○議長（市原重光君） 配付漏れはございませんか。

それでは町長、どうぞ。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の質問にお答えをいたします。

初めに、地球環境、地域経済の活性化に関して、地域資源を生かした自然エネルギーの活用についてですが、1点目は地域資源を生かした自然エネルギーの可能性を追求すべきということで、町では電気事業の自由化に伴う新電力、自治体P P Sによる地産地消のエネルギーの活用を図りたいと考えております。

ご存じのように、電力の小売事業は電気事業法による参入規制により、地域の電力会社に小売供給の地域独占が認められてきましたが、規制緩和により現在では家庭用等の規制が残る部分を除いて自由化がされております。これによりまして電気の大口使用者は、経済性や供給サービスの観点で、電気の小売事業者を選択し、料金についても小売事業者との交渉の上、決定することが出来ることになりました。また、家庭用等規制が残る部分についても平成28年度をめどに自由化が予定されております。つまり、小売については全面自由化になるということです。この電気事業自由化に伴う新電力、自治体P P Sによる地産地消のエネルギーの活用を図って参りたいと考えております。

新電力P P Sとは、東京電力や関西電力といった既存の大手電力会社である一般電気事業者とは別の特定規模電気事業者P P Sのことで、契約電力が50キロワット以上の需要家に対して一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者、いわゆる小売自由化部門への新規参入者のことをいいます。自治体P P Sとは、それを自治体が行うものでございます。

この自治体P P Sが登場することで、発電事業と小売事業の収益をダブルで地域に還元出来る上に、電力の地産地消にもつながり、分散電力や再エネによるクリーンな発電の普及促進、低炭素化社会を主導することが可能になります。また、地域サービス事業のきっかけとなることで、自治体P P S事業は、ご質問の要旨でもあります環境改善、地域経済、雇用等の地域振興に寄与する可能性を秘めていると言えます。

本町は日本でも数少ない天然ガス鉱床であり、地産地消型のエネルギーとして全国で1、2番という安い価格で天然ガスを供給しております。そこで、町はこの安価な天然ガスを活用した地産地消のエネルギーと太陽光などの再生可能エネルギーを導入することにより、人口減少やエネルギーコスト削減、防災機能の強化など、地域課題を解決し持続可能なまちづ

くりを目指すものであります。この天然ガスコージェネレーションシステムを中心とした地域エネルギーシステムにより、各種公共施設を始め、むつざわスマートウェルネスタウンで整備予定の道の駅や定住住宅へ電力と熱の供給を行うとともに、道の駅における非常時の自立も視野に入れております。

町では本年度、経済産業省からの補助を受け、民間電気事業者とともに地域エネルギーサービスマネジメントを実施することとしており、システム構成及び事業スキームを検討し、町及び周辺地域から調達可能な再生可能エネルギーの可能性について調査するとともに、それらの結果を踏まえた事業採算性の評価及び事業リスク評価を行い、事業化の可能性を明らかにいたします。そして、事業化の可能性があると判断出来た場合には、睦沢町が中心となり、民間電気事業者等との共同出資により地域エネルギー事業会社を設立したいと考えております。出資者は、睦沢町を中心に、事業ノウハウを持つ外部事業者、地元企業や金融機関などが想定されます。エネルギー供給に当たりましては、当初は役場を始め町内の公共施設向けに小規模にスタートしたいと考えております。地元企業などから太陽光電力などの再生可能エネルギーを買い取る形で供給したいと考えております。また、31年度にはスマートウェルネスタウンのオープンを予定しておりますので、先程申し上げた天然ガスを活用した地産地消による電力や熱の供給を行えるようにしたいと思っております。

2点目の町内の太陽光発電設備の状況ですが、現在稼働しているものは10キロワット未満の施設が69件で、19件の増。10キロワット以上の施設は22件で前年より14件の増と、1年の間に33件が新たに稼働している状況でございます。

3点目の木質エネルギーの活用に関しては、原料として収集運搬する段階、それらを製品やエネルギーに変換する段階、そして変換したものを利用する段階、それぞれで課題があると言われております。収集運搬段階の課題では、収集運搬にコストがかかってしまい採算をとるのが難しいこと、そもそも木質バイオ資源が年間を通して定量的に集められているのかという問題があります。

変換段階の課題では、エネルギーへの変換や製品生産を行うことは技術的に確立しつつあり、実用化への取り組みが全国各方面で行われておりますが、既存の化石資源を原料とするエネルギーや製品と比較すると、価格が高いため普及が進んでいないことなどがあります。また、利用段階の課題では、システムや製品は既存のものに比べコスト、価格が高いため利用が進んでいないこと等の課題があることから、リスクを最小限にとめるためのシステムの構築、スキームの検討が必要となって参ります。このようなことから町単独での実施は難

しいと思われ、本町においては事業を実施し得ることの可能な自治体あるいは民間事業者が実施した場合に、森林所有者等が未利用木材を供給することで利益が得られることや、荒廃した森林、里山が持続可能な森林・里山へと再生出来るような方策がとれればと考えております。

また、過日市原市より、木質バイオマスエネルギー事業推進のため近隣市町村との連携を図りたい旨、申し出がございました。同市が計画する事業のスキーム等を検討した上で、町にとって有用な事業であれば是非連携を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、町はリスク回避を図るためにも、広域的な連携の中で原材料供給という一翼を担う立場で検討したいと思っております。なお、小規模になりますが、木質バイオマスボイラーの導入は、施設園芸農家等が燃料費等高騰による影響を受けずに所得の安定が図れることや、自然環境への負荷低減を図ることにつながると思われます。これを有効なPR材料とし、生産者や町のイメージアップにつなげることも可能と思われますので、新たな検討材料にしたいと考えております。

次に、町農業についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

先程資料を配付させていただきましたが、まず1点目の米価暴落による減収の影響についてですが、水田面積等におけるここ10年の状況ですが、平成16年度と26年度のデータで比較しますと、農林水産統計では、本町における水田面積は平成16年度が674ヘクタールに対し、平成26年度が608ヘクタールと66ヘクタール減少、作付面積については、平成16年度が480ヘクタールに対し、平成26年度が461ヘクタールと19ヘクタール減少、収穫量では平成16年度が2,610トンに対し、平成26年度が2,500トンと110トンの減少となっています。また、販売総額につきましては、平成7年度のいわゆる食糧法施行後、農家が自由に米などを販売出来るようになったため、捉え方にもよりますが、長生農業協同組合陸沢支所の取扱高では平成18年度以前のデータがなく、平成18年度が2億6,342万8,000円に対し、平成26年度が1億9,472万4,000円と6,870万4,000円の減となっております。しかしながら、道の駅つどいの郷むつぎわの売上高では、平成16年度が1,596万70円に対し、平成26年度はふるさと納税返礼品を取り扱ったこともあり、2,963万9,673円と1,367万9,603円増額となっております。

2点目の生産コストに見合う米価への緊急対策を国に求めるべきではについては、今年は主食用米から飼料用米への転換の影響からか、米の生産調整、減反目標が全国で4万トン程度下回る見通しで、幾らかでは米価に好影響もあるようでございます。また、国では経営所得安定対策として、認定農業者を対象とした慣らし対策によって、当年産の販売収入が国の

基準を下回った場合、農業者の負担はありますが、収入源の9割を農業者1対国3の割合で補填する制度を推奨しておりますので、町としても引き続き制度の周知に努めて参りたいと考えております。また、国に対しては状況により、昨年同様郡内町村長と協議したいと思っております。

3点目のT P Pの問題は、国全体の問題であり、交渉中止を求めるか否かについては国益にも関係して来ることでもありますので、慎重に推移を見守りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高齢者福祉について、1点目の介護保険制度の改正に伴う実施に向けての現在の進行状況ですが、介護予防・日常生活支援総合事業等について、睦沢町を含め長生郡市は平成29年4月から行うとしておりますが、千葉県より地域づくりの体制整備に取り組むためにも、介護予防・日常生活支援総合事業への移行を早めるようにとの動きがあり、千葉県主催での市町村セミナーを5月から8月まで5回研修会が開催されたところでございます。そこで、なるべく早目の移行にと事業所への説明等も含め、長生郡市で調整を進めているところでございます。

また、介護保険から外される要支援の方へのサービス低下としない対策についてですが、今回の制度改正では、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した場合、要支援者へのサービスのうち訪問介護と通所介護が介護保険の給付対象から外れ、地域支援事業の訪問型サービス、通所型サービスとしてサービスを提供していくことになります。訪問型・通所型サービスは、現行の介護に相当するものと多様なサービスから成り、現在サービスを受けている方は、現行の介護に相当するものとして、利用料等変わることなくサービスを受けることが出来ますので、サービスの低下とはならないと考えております。今後も窓口相談等で総合事業の目的や内容を説明し、その人に合った適切なサービス、事業が包括的に提供されるような支援を行って参ります。

2点目の、要介護者への障害者控除対象者認定書の発行状況ですが、平成26年度では19名に認定書を交付いたしました。これにつきましては、睦沢町障害者控除対象者認定書交付要綱に基づき交付しているものですが、町では介護保険要介護認定結果通知を送る際に、所得税、住民税の申告に係る所得控除のお知らせの文書を同封し、申請に見えた方には申請手続及び確定申告書に添付することにより、障害者控除を受けることが出来る等の説明をしております。

3点目の寝たきりの高齢者など紙おむつ利用者へのごみ袋支給の考えについてですが、高

齢者等の紙おむつ支給については、社会福祉協議会及び民生委員のご協力により年間5回支給しております。これにつきましては、睦沢町高齢者在宅福祉事業実施要領により、65歳以上の寝たきり老人等で失禁状態にあり、市町村民税非課税世帯について紙おむつ及び尿パッドの支給を行っております。平成26年度では24名に支給いたしました。ごみ袋の支給につきましては、近隣市町村の状況を見ながら検討して参ります。今後も高齢者の方々が住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるように努めて参ります。よろしくご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。

最初に、この自然エネルギー関係の問題ですが、かなり検討されているところもわかりましたのでそれはいいと思うんですが、ただ、木質エネルギーの関係の問題ですが、市原市のほうからのそういう話もあるということで、私も提案の中で過去に町単独でなければそうした共同もあり得るかなということも言っていたわけではありますが、ただ、行政段階の話のところでは、それぞれの自治体が自治体の都合のいいようにということになりかねません。睦沢町ですから睦沢町民、それから睦沢の地域経済にとってどうプラスになるかという点も含めた検討も必要だなというふうに思うんです。

その点で、私はこうしたいろんな動きの中で、一定やっぱり研究者、それから実際に全国的にこういう行政と協力をして自然エネルギー関係をやっている専門家などからの聞き取りも含めた検討が必要ではないかなというふうに思うんです。前も私は取り上げまして、確かいすみ市で講演を行った大友詔雄さんという北海道大学発のベンチャー企業会社の設立者でございますが、この方は現実に北海道でかなりの自治体の木質エネルギー関係で、今雇用創出、地域経済への貢献という点で実績のある方であります。私は本も読みましたけれども、例えばこういう方だとか、それから、町長はご存じではないかと思うんですが、千葉大学の倉阪秀史さんという、この自然エネルギーでの研究をされている方です。この人は千葉大ですから。山梨県の都留市のミニ公募債という形をとった小水力発電をやって1,700万円を集めようということでやったんですが、申し込み倍率4倍だということで、これは3稼働してるということで、小水力は睦沢はどうかということもありますが、こういう方もいらっしゃいますし、町長ご存じの群馬県の上野村、確か村長さんかわったのかね、ということで、バイオエネルギーということで、これ文章だからそうなのかわかりませんが、人口1,300の

村で12億の経済を回して150人雇用を生んだという、あそこ確かにほとんど山林のところですから条件は違うんですけれども、だから陸沢に合った形でこうした専門家、それから研究者などのことをやって、単に自治体だけの話し合いだけでやるんでなくて、こちら側が主体的に取り込めるような知識もきちっと持ってはどうかと思いますので、考え方をお聞きしたいというふうに思うわけでありませう。

それで、太陽光を随分やっていますが、これは電力的にやるとちょっとわからないですか。どの位。例えば町全体の消費電力に対してどうかと。それが直接渡って来るわけじゃないよ。売ってしまうわけだから。なんです、わからなければしょうがないですが、わかれば。

それから、農業の問題なんです、これは現実に長期的に見ましても大打撃を受けておられます、町長自身はこの農業では相当専門的な知識と、かなりやり合ったこともありましたけれども、持っていらっしゃる方ですから、十分ご存じだというふうには思うのでありますが、状況によってやっぱり郡市で、国の言い方とか色々あるかもしれませんが、町としては是非郡市との協議も含めて昨年同様の形で要望書なり上げていただければなというふうに思いますので、その点をお聞きしたいというふうに思います。

次に、高齢者福祉のことですが、その問題はどうもはっきりしないけれども、2年とやっていたけれども来年あたりからやりたいみたいな方向だと。県がそういうふうに来てきているということで、一番私が危惧しているのは、先程町長は、現状の要支援の方についてのサービス低下等の問題は生じないというふうにありましたけれども、確かに来年とかその程度では国の補助額が前年度実施10%上限という形で来るから、当面はいいと思うんですよ。ただ、それ以後の点でいいますと、これまでは介護給付費の3%上限としておりましたけれども、今度は高齢者の伸びに合わせてやるということですので、上限がもっと引き下げられてしまって、これで町がこれまで引き受けて介護保険としてやって支出していた分よりもずっと増えて来ることは間違いないと思うんですよ、私こうなってしまうと。現在の人はいいいとしても、新しく介護保険を受けるという段階になった場合に、自治体が一般会計から持ち出しをせざるを得ないような事態が生まれるというのが全国的な傾向になってしまう。そうすると、抑えるために国の言うように、審査段階で医者に回さないで、窓口であなたも要支援だよとどんどん決めてしまうとかいう形のことにもなりかねない。

それから、受ける方の、施設の方は大丈夫だと言っているんですか。どうも私から他から聞くと相当、二つ位のこうした施設が運営出来ないといったり、これから見通しがかなり暗いというようなことで、安心出来るとは言えないと思うんですけれども、その辺の確

信はあるのかお聞きをしたいと思います。

それから、障害者控除の問題ですけれども、確かに活用の方法についての周知徹底はされていると思うんですけれども、大体みんな方に聞くと、行政というのは来るまで待っていると、こちらから、行政の側からはなかなか積極的に働きかけてくれないという不満があるわけでありまして、白子町は申請書も同時に送付をしていると。なかなか来るのが大変ですから、こういうふうに書けばいいのかということをやっくり検討出来るというものでありますので、申請書を同時送付したらどうかと。より対象者には利便性が図れるんじゃないかなと思うのでお聞きをしたいと思います。

それから、寝たきりの方への紙おむつ支給の方へのごみ袋の問題でありますけれども、確かに町長おっしゃったように平成26年度主要成果説明書によると24人の方への紙おむつ支給となっております。ただ、決算関係資料によると平成27年度3月末の要介護5の方が55人、4の方は50人、どの程度がの中で紙おむつ支給となっているかわかりませんが、こうした福祉を充実するということに私はもっと力を入れてもらえないかなと。道の駅の拡充、住宅、そのものを私は反対しているわけじゃ、ありませんが、予算配分的に言って大した金額ではないと思うわけでありまして、こういうところにも行政の光を当てていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、電力関係でございますけれども、木質バイオマスにつきましては、先程申し上げましたように課題、検討事項が非常にあります。ということで、一つ一つ課題をクリアしながら、この解決に向けていければなど。先程も申し上げましたけれども、身近なところでは施設園芸農家等にこのPRを図りながら、そういうことに少しでも役立っていければなどというふうに考えております。

また、前の議会等でもお答えしたかと思いますが、小水力につきましては、睦沢町には滝等があるので、これの利用ができないかということで専門家に色々見ていただきましたところ、前にも申し上げましたように農業水利として使っているというようなことで、使われる期間が限られてしまうというようなことで、なかなか投資した分だけの回収を図ることが難しいということが示されております。また、いろんな角度から検討は進めて参りたいというふうに考えておりますので、またよろしくご支援をお願いしたいと思います。

それから、農業の関係でございますけれども、米価につきましては、実はこれ昨年、議員も

おっしゃるとおり郡内町村連名においてお願いしたところでございます。このときの回答が、今現在は国が価格を決めているわけではないというようなことで、このお願いの仕方を検討しなくてはいけないという段階でございます。そのようなことを郡内町村長と協議をしながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、要介護者への障害者控除対象者認定書の発行の件でございますが、今現在は、最終的には申請書を同封するという事はやぶさかではないと思いますが、いずれにしましても高齢者の方等がそれを記入するというのは、ご自分でということはなかなか難しいこともあるのかなということで、現在は窓口で直接指導しながら申請書を出していただくという方法をとっております。またこの点については内部等でも協議をして参りたいと思いますが、いずれにしろ直接指導しながら記入していただくというのが今時点では一番いいのかなというふうに感じているところでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

また、ご提案のあった内容についてもまた検討してみたいと思いますが、先程言いましたように、申請者の方と一緒に協議をしながら申請書を作るというのが今のところ一番いいのかなという考えの中でさせてもらっているところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹心得。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹心得（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

先程のソーラーの関係のことでございますが、まず町の消費電力という部分でのちょっとデータの把握はございません。

それで、先程の町長の答弁の中にありましたように、昨年4月1日また本年の4月1日、1年間で比べたデータとしてはかなりの数の増があるわけですが、さらにまだ、認定を受けておりますが未稼働の部分というのが、その1年間で比べた場合、100件を超える件数ということでございます。そういたしますと、今国が公表している平成27年4月1日現在の睦沢町における稼働容量、実際に稼働しているところでございますが、3,540キロワットで、前年に比べますと1,125キロワットの増となっております。

また、先程申しました認定された全ての施設が稼働した場合でございますが、こちらのほうは3万1,143キロワットということで、これはほぼ現在稼働しているものに対して10倍近い量の稼働ということになります。ただ、この認定されている部分につきましては、今後全てが建設に至るかどうかということとは不透明でございますので、今後も国が公表するデータを毎年見ながら、予想という部分ではまだ把握し切れないというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） では、命によってお答えさせていただきます。

先程の介護保険の要支援者の関係なんですけれども、先程町長のほうの答弁もありましたけれども、要介護者につきましては、今現在は介護給付費のほうから対応しますけれども、今後は移行した段階では地域支援事業になります。その中で、今の現在は、サービスを受けるについても現行の介護保険相当分のものを、利用額も変わらなくやるということでありますので、施設の運営に関してはこの介護支援の関係の移行ではないとは考えております。

ただ、平成26年度の介護保険制度の改正によりまして施設の運営に関する報酬の引き下げがありました。これは国のほうの引き下げで、その影響で施設の運営に関して多少の影響が出るかと思えますけれども、その影響についてはちょっと詳細については把握してございませんけれども、介護報酬の引き下げに伴う運営のほうの形での影響は出てくるとは思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） エネルギー関係の問題でいうと、太陽光は絶対じゃないですよ、やっぱり。それから木質も絶対じゃありません。自然エネルギーといった場合に、睦沢町は先程町長が言ったみたいに地下資源、ガス問題もありますから、そういう総合的なもので図っていく必要があると思えますので、私はそういうふうに思います。

ですから、太陽光の、今おっしゃった設置の状況とこれからの方向が、それが全てこれでいいなということではないと思うんです。という点は私は思っておりますので、是非とも専門家なりの、これは私の範疇ですから、先程名前を挙げた部分については。そういう形で、単なる行政と行政の形でやるんじゃないなくて、こちら側が見通しを持って、例えば市原市とそういう話があったとしたら、形で臨んでいただきたいというふうに思いますので、その点をお聞きしたいと思えます。

それから、米の問題ではわかりました。内容的にも検討しなければいけないということもありましたので、ただ、現状はもうはっきり出ているわけですから、そういう苦悩を伝えるだけでも効果はあるんじゃないかなと私は思いますので、お願いしたいと思えます。

次に高齢者福祉の問題ですけれども、ごみ袋の支給の問題でいうと、どうなんですかね。これ実際に24人の方への支給はされている。この条件。それから、実際に紙おむつを利用されている方というのは、私はこの要介護5と4の一部ということじゃないかなと思うんです

けれども、その辺はどのようなふう^にに掌握されているのかなというふう^にに思うわけで、是非とも状況に頼らず支給されてはどうかと。というのは、私も実際に経験をしておりますので、何度かかえなければいけません。それからあれ水分を吸ってしまいますから、重いですから、すぐいっぱいになってしまいます。かなりの負担増になります。

しかし、自治体として、全体として見ればそういうところの、お年寄りが元気でという町長の基本方針があるわけですから、そういう点でも図っていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に電力関係でございますが、議員のおっしゃるとおりに、太陽光だけあるいは木質だけということではなくて、全方位という考え方、議員の言うとおりでというふう^にに考えますので、その方向で今後とも検討して参りたいというふう^にに思います。

また、先程の米価の問題でございますが、最初に言ったように郡内町村長と協議いたしまして対応して参りたいというふう^にに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、最後に寝たきりの高齢者の関係でございますが、近隣町村の状況を見ながら、最初にもお答えしましたけれども、検討して参りたいというふう^にに考えております。

また、要介護4とか5の人たち、認定されている方々と24名の支給関係につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 命によってお答えさせていただきます。

紙おむつ支給者は24名でございますが、これにつきましてはあくまでも紙おむつの、寝たきり及び失禁状態にあるということで、介護度につきましてはまたその状況によって違いますということと、あと内容につきましては市町村民税の非課税の方ということになりますので、介護度4、5の方全員ということではありませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（市原重光君） これで10番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩といたします。

(午前10時57分)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

(午前11時10分)

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、田中憲一議員の質問を行います。

田中議員。

○2番（田中憲一君） 田中でございます。

議会にお世話になり4年目となりました。子供たちの将来のために、地元商工業発展のために、そして地域活性化のためにと活動をしているところでございます。

商工会関係では、プレミアム商品券の販売も予定どおり行われて、既に還元率も60%になっている状態で、地域が潤っている感を実感しているところでございます。

また、議会親和会で先日シンガポールのBeatty校に行き、睦沢の教育の取り組みを強く感じたところでございます。本日は、先日購入してきましたシンガポールのマーライオンのピンバッジをつけて教育の部分についても質問させていただきます。

そして、若者定住施策も着実に進んでいるところでございますが、今回は若者定住施策のソフトの部分にかかわるものについても質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、子ども医療についてでございます。

子供に優しいまちづくりを目指す中、医療費はとても大きな問題です。高校生までの医療費を無償化にすべきだと思うが、町として医療費問題をどう考えるかでございます。

医療費助成制度の助成対象年齢は、現在睦沢町においては中学校3年生までとなっておりますが、高校3年生までに対象年齢を引き上げるべきだと考えます。

そこで、近隣市町村の取り組みはどうか、また高校3年生までを助成対象者にした場合の対象者の数は、想定される費用はどうかお聞きをします。保険の種類もあるので概算になると思いますが、よろしくをお願いします。そして、町としては助成対象を高校3年生までに引き上げる考えはあるのかをお聞きしたいと思います。

続きまして、病児保育事業についてでございます。

若者定住施策が進む中、共働き世帯にとって病児保育事業は、雇用の安定、子供の安心につながると思うが、地域医療施設と連携して取り組む考えはあるかということでございます。若者定住施策の、先程も申したとおりハードの部分については近隣市町村にまである程度の周知も進んでいるように思われるのですが、ソフトの部分についてはまだまだ整備が必要なのではないかと思われます。先程質問等させていただきました医療費問題もその一つになる

と思いますが、小さなお子さんを持たれているご家庭では、この病児・病後児保育事業のあり方が若者定住施策にとって重要であると私は考えます。現在、睦沢町では事業利用助成金は設定されていますが、もう一步踏み込んだ事業への取り組みをすべきだと思います。医療機関に委託をし事業を展開していくとなると、町だけの一方的な考えでは進まないこともあると十分に理解はするのですが、今に至るまでに検討されたことはあるのでしょうか。また、今後、地域医療機関と連携をとり事業展開に取り組む考えはあるのでしょうか、お聞きをいたします。

三つ目、学校問題についてでございます。

学校問題についての一つ目でございますが、日本各地域においていじめ問題が深刻化、多様化され、対応の遅れがさらに事態を大きくすることが多々あるが、現在睦沢町ではいじめ防止についてどのような対策をとっているかということでございます。自殺者の調査結果では、19歳までの少年のうち遺書など原因、動機を明らかに推定出来るもののうち約4割が学校問題を理由としているところでございます。最近、テレビ報道でもいじめにより命を落とすなどの問題が取り上げられている。とても他人事ではございません。

文科省のホームページには、学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイントとして、次のことが記載をされておるところでございます。いじめの防止等は、全ての学校、教職員が自らの問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まず、日ごろから個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童・生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童・生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。また、いじめを含め児童・生徒の様々な問題行動への対応については、早期発見・早期対応を主とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童・生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要があると記載をされております。我が睦沢町ではどのような対策をとっているかお聞きをします。

そして、学校問題の二つ目でございます。まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあると考えますが、町内学校問題に対して、一日でも早く学校施設のあるべき形を打ち出し方向性を明確にすべきだと思うが、町長、教育長それぞれのお考えをお聞きしたいということでございますが、現在睦沢町では、スマートウェルネスタウン事業等、とても大きな計画があり、予算的にも当町の今後を左右する事業であります。

そんな中でも教育に対する問題には常に全力投球で取り組んでいかなければなりません。

限られた予算の中で無駄なくより有効に学校教育関係事業を進めていくには、やはり小中学校施設のあり方については明確に方向性を示すべきだと考えます。この件に関して、市原町長、今井教育長より直接お考えを聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田中憲一議員の質問にお答えをいたします。

初めに、子ども医療費についてでございますけれども、高校生までの医療費を無償化にすべきだと思うがについてですが、子ども医療費の助成につきましても、子育て支援の一環として、現在千葉県の子ども医療費助成事業に町単独で上乗せをし、中学3年生までの医療費の保険給付に係る自己負担分について全額助成を行っておるところでございます。

千葉県内では現在、7市町村で高校3年生までの助成を実施している状況です。本町におきましても、若者定住促進、子育て支援の目玉として早い時期に高校生までの医療費助成について、限られた予算の中ではございますが、所得制限等いろんな方面を検討しながら実施出来るよう十分に検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ちなみに、今現在で高校生、無条件に無料化した場合ということで、システム改修費を含めまして年間で304万円という試算が出ているところでございます。

次に、病児保育事業についてでございますけれども、地域利用施設と連携して取り組む考えはあるかという質問でございますが、現在町では病児・病後児保育事業所を利用した場合に、その利用者に対しまして利用者負担金の一部を助成する事業を実施しているところでございます。

町内には病児・病後児保育事業所がないことから、平成23年度にこの保育事業の必要性を感じまして、町内医療施設に相談を持ちかけた経緯がございました。しかしながら、事業所を開設するには、人員の配置基準や専用スペースなどが必要となり、現状では難しい問題であるというご回答でございました。そのようなことから、病児・病後児保育事業を実施している病院等を利用した場合に、その利用者負担金について助成するという事業を平成24年度から始めたものであります。今後も、育児にかかる方々が安心して子供を預け、仕事と子育ての両立を後押しするような環境づくりを、町内医療施設ともさらに相談しながら行って参りたいと思いますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

ちなみに、人員配置基準が看護師、准看護師、保健師または助産師を、利用児童10人に1

人以上、保育士は利用児童3人に1人以上というような基準があるところがございます。

次に、学校問題について、2点目の町内学校問題に対しての方向性について、私と教育長の考えをとということです、初めに私のほうからお答えをさせていただきます。

ご質問の中に、まちづくりは人づくり、人づくりは教育という言葉がありましたが、私も議員の考えと同感でございます。町の人材育成は教育の充実が必要で、特に子供たちにとっての教育環境はよりよく整備して参りたいと考えているところがございます。

本町では、少子化に伴う児童・生徒の減少や、老朽化の進む教育施設の改修などを踏まえまして、学校での子供たちへの教育のあり方について、教育委員会で協議・検討を重ねているところであります。先般行われました総合教育会議におきましても、今後の方針を示す大綱の作成と個々の教育的課題について、教育長を始め教育委員よりその実情に即したお話をお聞きしたところがございます。また、本年度も実施した各区の懇談会においても教育に関する質問も多く、住民の意識と課題について改めて認識をしたところがございます。

私の当初より述べております考え方につきましては基本的に変わるものではありませんが、様々な意見の中、新しい制度、方針も示され、機も熟してきているやに思われることから、教育委員会との円滑な連携、意思疎通を図り、早い時期に方針を出して参りたいと考えます。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、教育委員会関係につきましては教育長からお答えをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 学校問題に関して、1点目のいじめ防止について、どのような対策を行っているのかについてでございますけれども、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、2年が経過いたしました。睦沢町では、いじめは絶対に許されない行為であるということ、しかしいじめはどの児童・生徒、どの学校にも起こり得るとの認識のもとに、いじめ根絶を目指し、子供たちに社会性を培うための様々な体験活動や、道徳教育の充実による心の教育を推進しております。いじめ防止のための対策を総合的に推進するために、教育委員会ではこれまでの取り組みを踏まえ、睦沢町いじめ防止基本方針を策定し、現在全力で取り組む決意であります。

各学校では、自校で策定した学校いじめ防止基本方針のもとに定期的なアンケート調査、個人面接、面談等を行い、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めているところでございます。状況に応じ、教育心理の専門家であるスクールカウンセラーの活用も考えており

ます。校内でいじめが発生した場合は、被害児童・生徒の支援、そして加害児童・生徒の指導に教職員が迅速にまた組織的に対応するために、校内いじめ対策委員会を設置しているところでございます。また、学校だけでは対応出来ない重大ないじめが発生したときは、町長と教育委員会で構成される睦沢町総合教育会議にて迅速に協議をし対応することとしております。今後も町長部局、そして教育委員会、学校、家庭、地域がスクラムを組んで、いじめを許さない風土づくりを進めていきたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

2点目の町内学校問題に対しての方向性について、教育委員会の考えについてお答えいたしたいと思っております。

町教育委員会では、児童・生徒の減少並びに学校施設の老朽化に伴う改修等の計画を進める中で、学校等問題調査検討委員会を設置し、各方面の方々より貴重なご意見をお伺いし、ご提言をいただき、実現に向けて事業実施に遂行してまいったところでございます。特に第3次の提言の小学校の再編につきましては、再編によって生ずる課題を克服し、全ての子どもたちのためにを基本に、小学校の理想的な学校規模、学級会による交流が図られる規模、すなわち1学年2学級以上を理想としております。集団の中で様々な体験をし、学力の向上はもちろん、人間性や社会性が育まれる教育環境の構築を目指すことといたしました。また、各学校の特色やよい面を継承し、スムーズな移行を行うことが必要であるとの考えに立って、施設面、指導面、管理面等について検討・協議をして参りました。

今後は、次回の総合教育会議に睦沢町立小学校適正規模・適正配置に関する基本方針のご協議をお願いする予定でございます。引き続き町長部局との連携を一層図り、教育行政への責任を果たして参りたいと存じます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 命によりお答えさせていただきます。

子ども医療の関係なんですけれども、近隣市町村の取り組みの状況はということで、長生郡市内では一宮町、それから長柄町が高校3年生まで助成をしております。その他は中学3年生までを助成対象としております。それと、高校3年生までの助成の対象者数ということなんですけれども、今現在は中学3年生まで受給券を発行している数が744人おります。高校1年生から3年生までは、誕生日を見て計算した場合に、平成28年度ですけれども169人を見込んでおります。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） 2番。ありがとうございます。

まず、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

先程、町長のご答弁の中にあり、中学校3年から高校3年まで対象の引き上げを検討するに当たり、所得制限等も考えてということでありましたが、先程、長生郡内、一宮、長柄が高校3年生までの対象ということでやられているとありましたが、ちなみに、その所得制限はあるのかないのかをお聞きいたします。医療費問題についてはその部分をお聞きしたいと思います。

そして、病児保育事業についてでございますが、平成23年に地元の地域施設と相談をかけたが、事業をするに至らなかったということでお答えをいただきました。

今、近隣で存在する施設は白子の酒井医院さんのラッココ、そして茂原の緑ヶ丘の宮本内科のバンビー、そしていすみの外房こどもクリニックのパウルームの三つが一番近いんだと思うんですけども、地元の診療機関というのも睦沢診療所しかないので、診療所を名指しでちょっと話をしてしまうんですが、23年からもう約4年、5年たっているんで、また新たにこの部分に関してはお願いをさせていただいて、協力をしていただけるという答えをもらえる何とか道筋をつけていただけたらいいなと思っております。酒井医院さんに関しては、ここは12名の受け入れがあると多分ネットではあったと思うんですけども、この近隣市町村から、またいすみ市のほうからも酒井医院さんには行っているということで、この病児保育事業については随分先進地なんだなということを実感しております。

睦沢の中には小学校が二つ、中学校が一つということで、診療所の先生が子供たちを面倒見ていて、担当医ということで見ている中で、やっぱり診療所さんがその道筋をつけてくれると本当に安心出来るまちづくりの一つにもなるのかなと思うので、ここは要望で強く、是非連携をお願いさせていただきたいと思います。

そして、学校問題についてでございますが、いじめの問題で睦沢町と各学校において防止基本方針というのがしっかり作り上げられているということを知ってとても安心をいたしました。可能であるならば、この基本方針について資料請求をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、教育長が最後に言われていた、いじめを許さない風土づくりという言葉はすごく共感をするとお聞きしますので、教育関係者のいる職員室とかそういうところには是非ローガンとして掲げられたらいいんじゃないかなと思いますので、そこら辺ご協議をいただ

きたいと思います。

そして、私が一番強く考えている学校のあり方について、先程、町長よりは機も熟しているやに、早い時期に方針を出したいとの答弁をいただき、教育長よりは理想的な学校規模は1学年2学級という、その構築ということで答弁をいただきました。総合教育会議に小学校の適正規模の基本方針の協議をお願いするとありましたが、もう小学校のあり方については瑞沢と土睦を新しい一つの小学校にするという方向性はもう見えているんだと思うんです。私の中で持論もありますが、ここはひとつそれと並行して町内の公共施設についての利用価値を高める施設のあり方も同時に検討していきながら、町の宝である子供たちのために、決断を早く、一日でも早くしていただいて方向性を出していただきたいと思います。決断をした後にでも、予算の計画、人事の計画、そして施設の計画等には時間がかかるころもありますので、期間が遅くなれば、ここに関してはまた2年後、3年後と延びてしまうので、早くの決断をするべきだと思うので、もう一度、再度になりますが、本当は年内位にはもう決断をして、人事配置であったりとか設備の直す部分であったりとかもあると思うので、そこから辺早期にしか答えは返って来ないと思うんですが、再度聞きたいと思います。

ちょっとまとまらなくて質問が何点かあったんですけども、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に、子ども医療費の高校3年生までの所得制限についてですが、これは後ほど担当主幹のほうからご答弁させていただきたいと思います。

それから、2点目の病児保育事業でございますが、これは議員がおっしゃるとおり話を持ちかけたのが平成23年ということで、もう既に年月も経過しております。また引き続きこれには、議員おっしゃられたように睦沢診療所しかございませんので、そちらと濃密に協議をしながら実現に向けて努力して行って参りたいというふうに思います。これはうちのほうで要請をするという形になろうかと思いますが、そういう方向でやっていきたいというふうに思います。

それから、学校教育問題でございますが、今議員がおっしゃられたように、教育長も先程申しておりましたけれども、1学年2学級以上というのが理想だということでございます。

私はこれについては、やはり小学校問題、それから小中一貫校問題、二つ問題があるのかなというふうに考えております。

小中一貫については、少しまだ時間を要したいかなというふうに考えております。これは

なぜかと申しますと、小学校の建物の耐用年数、中学校の耐用年数ということにも当然絡んできますので、ここら辺についても、出来れば地域創生の中で国からの100%補助もあるのかなということが少し見えてきておりますので、是非そこら辺の事業を活用しながら小中一貫校には時間をかけて対応していきたいなというふうに思っておりますが、小学校等については、先程も申し上げましたように今後の教育委員会議、また総合教育会議で早急に結論を出していきたいというふうに考えております。

また、議員がおっしゃってございましたように、そうすると次の問題が当然出て来るわけがございますので、そこら辺等も出来れば、他の町村のように、統合したけれども、残った、廃校した学校を後で検討するんじゃなくて、私は一緒にすべきだというふうに自分としては考えております。そういった方向で、一日も早く出来ればなというふうに考えておりますので、またここら辺についても特に教育委員会とそごがないようにきちんと協議をしながら進めて参りたい、それも早急に進めたいというふうに考えておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答えを申し上げます。

1点目、いじめ防止対策基本方針につきましてですけれども、議会事務局のほうに委員会のもの、そして各3校の学校のを出したいと思っております。よろしく願いいたします。

それからいじめを許さない風土づくりを各学校にとありましたけれども、検討していきたいと思っております。

また、このいじめの問題は学校だけの問題じゃなくて、地域、いわゆる保護者、地域、それから青少年、いろんな含む全ての団体、町民みんなが考えるものでありますから、それについてもまたいろんな部分で情報を流しながら、発信をしながら、みんなでいじめを許さない風土づくりについて取り組んでいければというふうに思っているところでございます。

あと、学校施設の問題については町長の言葉のとおりでございまして、引き続きまして連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 命により、所得制限の関係についてお答えをさせていただきます。

長生郡市内の状況ですけれども、まず所得制限については茂原市、それと白子町で所得制限を設けております。それと、自己負担を取っているところもあります。課税世帯に対しましては自己負担ということで300円を取っていますけれども、長生郡内の状況では一宮町、長生村、白子町、それと茂原市、この市町村が自己負担及び所得制限を設けております。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） 2番。ありがとうございます。

まず、高校3年生までの助成に関してございますが、県内で7市町村、先程高3まで対応しているところがあると。香取、山武、いすみ、東庄、横芝光、一宮、長柄町の七つだと思うんですけれども、高校3年生まで対応している市町村に関しては、多分所得制限はしていないので、出来れば是非所得制限にならないような感じで進められたらいいのかなと思っておりますので、そこら辺を前向きにご協議いただけたらいいなと思っております。

それと、先程、町長と教育長におかれましては、再度ご答弁をいただいた学校のあり方についてでございますけれども、確かに補助金の制度とかもあるので、そこら辺を十分見てもらった中で構わないのでございますが、まず小中一貫の前に、とりあえず小学校の児童たちが同じ環境で学べるように是非進めていただきたいと思っております。

幼小中の連携をとった教育方針は、睦沢町はずっとやっていて、同じ町の中で連携をとっているわけでございますので、まずは小学校の施設の部分について早急に取り組まれることを要望して3回目を終わらせていただきます。

答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、2番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩といたします。

(午前11時41分)

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 清 野 彰 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

4番、清野議員の一般質問を行います。

清野議員。

○4番（清野 彰君） 通告順に従いまして、私のほうから2件質問したいと思います。

1件目は、地域活性化住民提案事業について3点お伺いします。

1点目ですが、この事業で、2年で1件、3年で5件の団体が事業を終了しています。また、今年度は5件の団体が終了予定になっています。各団体における今後の活動に対してどのような効果を期待しているかを伺いたと思います。

地域活性化住民提案事業は、平成24年度から始まりました。町の活性化として住民の士気を高めるにはよい事業だと思います。スタートしてから平成25年度で1件が終了、平成26年度では5件が既に終了しています。また、今年度は5件の団体が終了予定です。提案事業が終了し、補助金なしで事業を継続していくには資金面等が障害となり、100%継続していくことが困難になる団体が多いのではないのでしょうか。しかし、町では継続してもらいたいという期待度は大きいと思います。終了した団体に今後の活動展開でどのような効果を期待しているかお考えを伺います。

2点目ですが、各団体の日々の活動内容が町民に伝わるようにするための情報提供をどのようにしているか伺います。町民は、地域活性化住民提案事業について知らない人が多くいます。広報やホームページで紹介していますが、見ていない、パソコンがないから見られないなど理由が多々あり、浸透していかない要因になっていると思います。特に高齢者に多く見受けられます。この事業は長期的な事業ですので、提案が出来る人を増やしたり、協力者を増やすことを考えると、幅広くPRして活動状況を知ってもらう必要があります。各団体にブログなどを公開してもらい活動報告をしてもらうことや、毎月チラシを作り回覧板で回すなどのPR方法が必要ではないのでしょうか。大勢の人の目にとまるような工夫が必要と考えますが、お考えをお伺いします。

3点目は、他の地域で実施されている事業と比較して、公募方法や審査方法に違いがあります。今後推進していく中で、効果的な事業を展開するための施策をどのようにお考えか伺います。

ちょっと色々なところを訪ねてみたんですが、山武市では公募方法がスタート部門とステップアップ部門に分かれて事業を行っており、選択して移行出来るようになっています。東金市や大網白里市では、住民提案型協働事業と行政提案型協働事業に分かれています。住民提案型協働事業は睦沢と同じ一般公募ですが、行政提案型協働事業というのがあります。これは、行政の課題に基づいて市民からの提案で実施している内容です。また、東金市では同

一事業でも内容が異なれば期限なしで継続出来る仕組みになっている事業もあります。例えば、里山再生事業を例にとってみますと、1回目の事業は梅林を育てる事業を行い、それが終わりましたら、今度は2回目はまた別な子供たちが遊べる里山づくりといったように、異なる事業を次から次へと展開していくというものをやっている事例があります。

次に審査方法ですが、提案、審査で一般公募からの委員が多く加わっており、厳しい目で審査している行政もあります。このように行政によって内容が異なりますが、今後参考になる点も多いかと思えます。町として長期にわたる事業になると思えますので、見直しを含め、今後の推進していく中で効果的な事業を展開するための施策をどのようにお考えか伺います。

2件目は、福祉タクシー事業について2点伺います。

1点目は、既に巡回バスが廃止されていますが、それを利用していた人たちからの問題提起があったのか、もしあればその内容を伺いたしたいと思います。

当時、巡回バスが廃止されたときに、佐貫や妙楽寺地区で公民館活動の利用者の方がおられました。たまたま近隣の高齢の、高齢といっても60ちょっと過ぎなんです。じゃ、私が送り迎えしてあげましょうというふうな申し出があって、近所の人に送り迎えを実施していると聞いています。このようなことを含み、困っていることの問題提起があったら、その内容と取り組みを伺います。

2点目は、福祉タクシーの利用が増えてきています。助成金も増額傾向になってきています。財政が厳しくなっていく中、利用方法や手段の効率を上げ、補助金の有効活用が必要になって来ると思えます。社会福祉協議会の交通事業等の見直しで利便性を高めるためのお考えを伺います。

福祉タクシー事業は利便性が高く、町内外に広く多くの方に利用されています。しかし、このままでは高齢化で利用が増えると助成金が増加してきますので、そういう懸念があります。そのため、財政が厳しくなってくるので、抑制する措置がいずれは必要になって来るのではないのでしょうか。

助成金を低く抑えるためには利用金額や回数を減らすことが必要になりますが、現状のままでは難しいと思えます。交通手段を見直すことにより、利用率を上げることが出来るのではないのでしょうか。例えば、上市場や上之郷を拠点としたコミュニティバスと連動した使いやすさや、社会福祉協議会で行っている交通事業との連携を考え、効率のよい交通手段も考えることが必要になって来ると思えます。将来を考え、高齢者に優しい利便性を高めた交通手段が求められるかと思えますが、取り組みについてお考えをお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 清野 彰議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域活性化住民提案事業に関しては、平成24年度から開始し、昨年度6団体が補助金交付期間となる3年が終了いたしました。うち5団体はその後も自立し、事業を継続していると伺っております。また、本年度補助金交付期間が終了する5団体についても継続の意向を確認しております。

1点目のどのような効果を期待しているのかについてでございますが、我々が認識するコミュニティとは二つの種類があると思っております。町内会や自治会のように土地でつながる地縁型のコミュニティと共通の興味や趣味などでつながるテーマ型のコミュニティがあり、このテーマ型のコミュニティを地域で育てることで、衰退しようとしている地縁型コミュニティを活性化させたり、テーマ型と地縁型のコミュニティが一緒に何かをしたりすることでその場所に人が集まるようになる、そしてこの二つのコミュニティをどう接続し、人がつながる仕組みを作っていくかが大切だと思います。

町では、住民提案事業団体、共通の興味や趣味などでつながるテーマ型のコミュニティになります。地域の自然を守るためのもの、住民の健康に役立つもの、町の魅力を広く発信するもの、子供の社会性を向上させようとするもの、睦沢の歴史を伝えようとするものなど、多様な範囲にわたって活動しております。これらの団体は、基本的には町のPRや地域活性化がその目的になっているわけですが、コミュニティを通じて人と人がつながることによって町を活性化することが出来れば、人口が少なくても活気のある町にすることが出来る、ここに期待をしているものでございます。

2点目の活動内容が町民に伝わるように情報提供をどのようにしているかについてでございますけれども、ご存じのように広報「むつざわ」や町ホームページで紹介しているところでございます。

また、それぞれの団体がそれぞれの地域やイベントで活躍、活動しており、自立したPRを各自行っております。人と人がつながるコミュニティデザインの考え方からも、各コミュニティが自分たちの考え、努力で仲間を増やすことが事業を継続させる力になると認識しております。町でも協働という施策の中で出来る範囲でのご協力をさせていただいているつもりでございますが、事業継続の力を生み出す団結と努力が一番と考えておりますので、今後も各団体の活躍に期待するところでございます。

3点目の他の地域との比較についてですが、議員おっしゃる他の自治体と本町では、人口やコミュニティーの規模が異なっております。規模の大きい自治体では、課題を設けた中で公募が効果的とも思えますが、本町のような規模の小さい自治体では、限定した課題を設けてしまうと特定の団体のみ優遇されるという結果を招きかねません。このようなことから、広範囲のコミュニティーを支援しているものであります。

また、効果的な事業展開をするための施策という観点では、今後の検討課題とさせていただくとともに、町の財政負担も踏まえた上限額の設定や補助率等の見直しも視野に入れ検討したいと思っております。

次に、福祉タクシー事業に関して、1点目の巡回バス廃止後利用していた人たちからの問題提起があったかについてでございますが、巡回バスについては、平成26年3月末をもって終了いたしました。住民からは終了前に、運行を続けてもらいたいといった要望を2件ほどいただきましたが、その後、問題提起等についてのご意見はいただいておりません。

2点目の福祉タクシーの利用方法や手段の効率化についてですが、巡回バスの廃止を受けまして、平成26年1月から1回の助成限度額を1,000円から2,000円に、年間最大助成額を7万9,000円から14万4,000円に引き上げ、また、チケット制導入による現物給付化を実施するなど、利用者の利便性等の充実に努めております。

平成26年度の利用者数98名、助成金額614万4,000円でありました。この福祉タクシー事業は、改正後の実績も少ないことから、引き続き状況を見ながら住民の利便性等の向上に向け検討して参りたいと思っております。

また、社会福祉協議会の福祉有償運送事業等の見直しにつきましては、道路運送法によりまして、タクシー等の公共交通機関で十分な輸送サービスが提供されない場合、社会福祉法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対し、実費の範囲内、かつ営利とは認められない対価により個別輸送を行うものと規定されております。現在、陸運事務所に登録済みの運転者と日程調整を行いつつ、利用者ニーズに対応するため、申請期日を利用日1週間前から2日前に変更するなど、より利用しやすいよう改善をすることで運営をお願いしております。

今後も利用者の利便性向上について協議して参りたいと考えますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） 4番。ありがとうございました。

地域住民提案事業というのは非常に素晴らしい事業なんですけれども、今後ずっとこのままやっていると、先程お話ししたように財政が厳しいものですから、何とか工夫しなければいけないかなというふうに私も思います。

全体的に見ますと、睦沢町は上限が50万です。他のところを見ますと、30万のところもありますし50万もあります。先程お話しした2段階やっているところは、スタート部門というのが30万でステップアップ部門が50万ということで、形態が違います。そういう意味でいくと、中身がちょっと違うのかなというふうに思います。

この辺は、どれがどういうふうがいいかちょっとわかりませんが、いずれにしろ結果がやはり問題になって来るんじゃないかなと思います。今、町長がおっしゃったように、成果が出ていますというお話はありましたけれども、多分ソフト面はある程度浸透して、よかったとか、こんなふうになったらというのはわかって来ると思います。ただ、ハード面でいくと、自分で資金がなければ次につながらないというふうな問題もあろうかと、この辺は、最初からどういう形で提案されて、それを認可されたのかちょっとわかりませんが、そういうのも今後出て来るのかなというふうに思います。そうすると、3年終わってから4年後から資金ゼロで継続するというのは非常に難しいかなと。そのためには、どうやったらいいかという支援が最初のときにあれば非常にいいのかなというふうに思います。

そんなことで、内容がこれから色々変わって来るので、その辺の展開をお聞きしたいと思います。

それから、2年で1件というところが終わっています。3年ということで、せっかくその3年なんだけれども、何で2年なのかなと、ちょっとわからないんですが、その辺の終了した理由と、今後のやり方についてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

いずれにしても、この事業はちょっとやっていく形になると思いますので、将来性のある団体にはやはり別な形で支援が必要かなというふうに思います。先程、町長は難しい面があるとおっしゃいましたけれども、本当に町のためになるものであればやっぱり継続させると。お金の問題じゃなくて、要は継続をさせて、それが町の活性化につながるのが一番いいのかなということをお聞きしたいと思います。

そういうことで、一つでも、何か1年に一つでも、ここはこういうことをやって町のためによくなったんだと、それが町民に浸透して、やっぱりやってよかったというふうなことがあらわれ出て来ればいいのかなと思いますので、その辺のところを、今後の取り組みの中に含まれると思いますので、その辺ちょっとお考えをよろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 地域活性化住民提案事業についての2回目のご質問でございますけれども、当初から、3年間限定の事業です、この3年間のうちに4年目以降につながるように考えてくださいということで発足しております。そのようなことで進めておりますので、当初どおり3年間ということできたいと思っております。

また、ハード的につながらない心配があるんじゃないかというご質問でございますが、こちら辺につきましても、その必要性があると見られるようなものについて、あるいはまた他事業等であるものについては紹介をして、そういうものに取り組んでいるという団体もあるようでございます。いずれにいたしましても、町は、最初から3年間ですよ、あとは自立してやっていただくんです、そういう中での提案をお願いしますということでやっておりますので、当初どおり進めて参りたいなというふうに思っております。

あと、2年で終了している内容等については担当者のほうからご報告したいと思えます。以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

2年で終了している団体があるけれども、その理由が何かということでございます。

本団体については、事業が始まった24年から始まりまして25年度まで事業を実施しました。3年目の26年度については事業を申請しなかったわけでございますけれども、その理由につきましては、本団体については、総合運動公園を活用してのかかしの展示を実施していた団体でございます。こちらの団体については、総合運動公園ということで、雨等の天候時の対応等が非常に、今その団体で活動している人員では難しいということで、3年目の継続が出来ないのではないかということ判断して申請しなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） ありがとうございました。

やめた団体で、もう一件あったような気がするんですが、その辺は。

それと、それは利用者等のこと後で教えて欲しいと思えますけれども、それから、福祉タクシーのことで再度質問させてもらいたいと思えます。

この件については、だんだん高齢化社会が進みますので、利用者がだんだん増えて来ると、平成26年度では約500万ちょっと助成金が使われています。平成27年度は、もろもろを考え

ていくと二つちょっと予算がありまして、両方合わせると大体900万位ということになっています。だんだんこれが、利用率が上がるともっと上がって来るのかなと。そういう意味では、財政がかなり厳しくなるので、もう私は、社会福祉協議会とかもろもろ連携が必要になって来るでしょうという話をしているのは、どうしても利便性の問題も出て来ると。例えば、先程言ったように上市場と上之郷が拠点であれば、前のような巡回バスのような形で誰かがそこへぼんと運んであげれば、小湊バスも利用出来ますし茂原に行けるよと。とにかく茂原へ行ったときに、今度は茂原の市民バスがありますから、大体が皆さん病院へ行くわけです。そのときには、うまくそういう連携がつながるのかなというふうなこともちょっと考えたところがあります。

そういう意味で、どういうふうにするかは色々すぐには簡単に出来ませんが、将来を考えると、やはりその見直しをして本当の超高齢化に対応した利便性の高い交通網をどういうふうにするのが一番いいのかなと。睦沢が一番こういう条件的には、電車もありませんしバス類も少ないということを考えると、素晴らしいスタイルが、よく考えれば将来的に役に立つものが出来るのかなというふうに思います。

実は一昨日、私はボランティアのほうをやっているんですけど、研修会がちょっとありまして、香取地区であったんですが、やはりそこでもその交通弱者に対してどういうふうにするかという問題がされています。そこでは、社協とボランティアと行政が一体となってボランティア活動を進めていくというふうなことも聞いています。そういう意味で、個々にやってもなかなか難しいので、やはり行政、社会福祉協議会、ボランティアが三位一体で何か仕組みづくりが出来ればいいのかというふうに思っています。

いずれにしろ、毎年毎年これは上がって来ることが考えられますので、その辺について、すぐじゃないんですが取り組み、ボランティア、本当に単純にボランティア、ボランティアといっても、やる人はほとんどゼロに近いわけです。そういう意味でいくと、いかにどういう形でそういう人たちを増やしていくのかなと、それで助成金を少しでも軽減出来れば違うのかなということで、将来にかけてやっぱりその辺を、取り組みを最後にちょっとお伺いして終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 福祉タクシーについてのご質問でございますが、今実はスクールバスの運行時に大人の席が何席かございます。この利用が出来ないかということでちょっと検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、福祉タクシーはまだ始まったばかりでございますので、こころ辺のところについても推移を見ながら、いろんな方向を検討していければというふうに考えておりますので、よろしくご支援をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 2年で終わった団体はもう一つあるんじゃないかということでございますけれども、2年で終わった団体は先程申した団体でございます。

もう一つの団体につきましては、やはり24年度から始めまして、24、25と実施してまいりました。26年度につきましても申請をしたわけでございます。3年目になったわけですがけれども、この3年目の事業途中、7月ごろなんですけれども、こちらが会員の都合によって活動が困難になったこと、それと商品開発を行う団体であったために、商品を製造する会社、こちらがその人が体調不良を起こして一時休業したことによって活動を休止したということでございます。

また、26年度の補助金、そのときに交付した補助金につきましては全て返還をさせていただいております。また、27年度、本年度になってからは商工会さんのほうで行っている商品開発のグループの中で、商工会と一体になって活動を再開しているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、4番、清野 彰議員の一般質問を終わります。

◇ 荻野新衛君

○議長（市原重光君） 次に、11番、荻野新衛議員の一般質問を行います。

荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 通告順に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初にプレミアム商品券についてですが、この商品券のプレミアム率が40%ということで、私は当日土曜日、6月の、大変な混雑が予想されると思っていました。たまたま私は当日在町していなかったもので、後に何人かに様子を聞いたら、開始時に少し並んだが混雑などなかったとのことでした。また、3時での終了を4時まで延長し完売したとの放送があったが、翌週また販売したとのこと。知り合いに買いましたかと聞いたら、知らないということ、何か変だという声が私の耳にも幾つか入ってきたので、今回、終わったことではございますが、今後のこともございますので質問するという事になったわけなんです。

まず第1に、県内では、率、プレミアム率を大体20から30%がほとんどであったと思います。郡内6町村だけが一律40%ということでありましたが、3月議会でも私は高利貸しよりもすごい率だねということ発言したことを思い出していますが、この40%にした根拠について伺いたいと思います。

次に、町内世帯約2,700戸、それに町内に職場を有する者も権利があるという形で、それを100人として約2,800人、これをまた数字を、係数を掛けていって、町内の来る人たちが約2,000だと、仮定として2,000、2,000世帯としても、一人、一世帯3セット購入すると2,000のうちの1,000しか、1,000人、1,000世帯しか購入が出来ないということです。

長生村、白子、また長柄もそうだったかな、私も色々調べてみたんですが、はがきによる抽せんをしたということですね。

それから、一番の問題は、こういうことを、税を使うときに、町内の高齢者なり交通弱者、また年金といっても国民年金です、こういう国民年金で生活している非常に厳しい方、弱い人たちのことが私は考慮されていないと思うわけですが、この公平性の確保についてはどう考えているのか伺いたいと思います。

3番目として、完売ということであったが、再販売をしたということだが、いったん完売しました。3,000セットですね。それがまた翌週販売すると。確かあのチラシの中にも、土曜日の日だけが販売日であったと。一宮なんかは3日間、白子も2日間かな、僕も一宮のやつを当初、初日に見に行ったんですけれども、睦沢が初日にしたと。完売したということはいいいことなただけけれども、また売りますよと。へそくりはあったのかと、どうなっているのか。そういうことについて実直な声を聞きたいと思います。

次に、名誉町民についてですが、名誉町民の飯塚泰治氏が3月に逝去されたわけですが、この場をかりまして、謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

そこで、葬儀に際して、町としては名誉町民の葬儀に際して、どんな対応をしたのか伺いたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 荻野新衛議員の質問にお答えいたします。

プレミアム商品券に関しましては、国の地域住民生活等緊急支援のための地域消費喚起生活支援型交付金を利用し、地域の消費喚起策として6月27日、7月1日、2日に町商工会館で販売し、おかげをもちまして用意した3,000セットを完売したところでございます。

1点目のプレミアム率を40%にした理由はについてでございますが、事業の趣旨でもある地域消費を早期に喚起するため、より多くの方々に地元商店を利用していただきたいという思いがありました。近隣では茂原市が30%のプレミアム率でしたが、本町では他地域も含めた大型店舗利用が多いと推測され、茂原市よりもプレミアム率を上げたほうが商品券の販売に有利であると判断いたしました。結果、郡部においては全て国・県のガイドラインの上限でありました40%に決定をいたしましたところでございます。また、全て1,000円券とした理由は、先程も申し上げましたとおり、消費喚起につなげたいということからそうしたものでございます。

2点目の公平性の確保はなされたのかについてですが、発行部数が多い町村では事前に予約する方式をとった例もありましたが、商工会とも検討した結果、当日の対面販売のみといたしました。また、当日ご自分でお求めに来られない方については、民生委員のご協力をいただき、代理の方による購入が出来るよう対応を図りましたが、結果といたしまして知人や親戚に依頼するなどして購入されたようで、民生委員による代理購入の事例はございませんでした。

3点目の売れ行きが悪かった要因はについてでございますが、実販売3日間で3,000部を完売したという結果と、初日は県道付近まで行列が出来、天候の関係からも発売時間を繰り上げました。このようなことから、私といたしましては売れ行きが悪かったという認識は持っていないところでございます。

現在、業績評価といたしまして、来年1月を期限といたしまして購入された方々に対するアンケート調査を実施中ですので、結果がまとまり次第、折を見てお知らせしたいと考えております。また、使用期間は12月31日までですので、使い忘れがないよう周知に努めて参りたいと考えております。

次に、名誉町民についてのご質問にお答えいたします。

3月24日に本町名誉町民の飯塚泰治氏のご逝去されましたことは誠に残念であり、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

葬儀に対しどんな対応をしたのかということですが、これまで本町においては名誉町民等の慶事及び弔事に関する取り扱いについて定めがございませんでしたので、翌3月25日に急きょ議会議長及び副議長にお集まりいただき、まず睦沢町名誉町民等の慶事及び弔事に関する規則を制定するための内容等についてご説明をし、ご了解をいただきました。そして、規則第6条により慶弔会議を開催し対応したところでございます。

名誉町民の弔事につきましては、規則第4条により準町葬の対象となるものでありますが、ご遺族から辞退の申し出がございましたので、規則に基づき辞退の場合の弔慰金100万円をご遺族にお送りいたしました。

なお、この支出に伴う予算措置につきましては、議会を招集するいとまがございませんでしたので、予備費から98万円を充用し、総務費の2款1項1目8節より弔慰金として支出いたしました。この他、交際費より香典として1万円及び生花1台1万6,200円を支出しております。

葬儀は茂原市内の葬儀場にてとり行われたわけですが、3月27日の通夜の儀において私が弔辞をささげ、職員3名が受付のお手伝いをさせていただきました。また、ご遺族の了解を得て、新聞にお悔やみの記事を掲載するとともに、広報5月号に訃報として掲載し、広く周知を行いました。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 11番。

まず最初にプレミアム券のことですが、公平性、40%はそれは上限だという指導の中でのあれだと。それはそれでいいですけども、今言ったように3,000セットを3セット買いますよという形になれば、2,000としたって半分しか買えないと。私はやっぱりその辺、公平性が担保されていないんじゃないかと。買える人は買える。じゃ、今言った、交通弱者なり高齢者なり、本当にそういうものを必要としているところの人が買えないんじゃないのかと。

ただ単に消費が出ればいいと。町内で消費が、物が売ればいいと。国も余り頭よくないんだけれども、これやったって一時的なんですよ。その反動が必ず出て来る。それは別としておいても、今言ったように、1,000世帯しか買えない、そこなんですよ。今言った、知らない人もいたと、けども僕はその人に言った、だって広報の中のチラシに入っていたでしょうと、けども広報もまともに見ない人は、チラシまで見ない。私もちょっと調べてみたら、広報の中に、記事としては入っていないよね。それから、月間カレンダーにも入っていない。防災無線でやったかどうか私は聞いていないけれども、その辺の周知徹底がなされていない。知っている人だけが買いに行ってしまう。町内でそれはそれだけの、12月の末までには消費がなされる。でもそれはいいでしょうと。だけど、こういうことをやるには、もう少し私は知恵を使うべきだろうと。同じ税金を使うなら、大勢の人に喜ばれる方法が私は必要じゃなかったのかと。

今言った民生委員にどうのこうの、民生委員さんは、正直言ってあの会議色々聞いてみるとまとまっていないと。ただ、お願いがあっただけで、民生委員としては決まっていなくて、だから、そういう中において、本来販売は一日だよ、土曜日ね。それをまた完売しましたと行ってまた水曜日に売り出している。はっきり言ってこれ八百長なんだよね、私に言わせれば。

だからそういうところがね、行政がやって、大体商工会に丸投げしたと思うんだけど、色々言ってもいかんから、やっぱりこの公平性について。

今もう一つ、茂原でさえも、こういう言い方をすると茂原の人たちに失礼だけれども、茂原でさえも500円券作ったんだよ。町内で、じゃ、子供たちが何か買いたさうと。500円券ないんだよ。結局は1,000円以上のものを買わなければ使えないということなんだ。子供が文房具買おうと行ったって1,000円券しかないわけ。500円券があれば、510円なり550円で物が買えるわけ。そういうところの配慮がなかったのかと。これからのこともあるからね、私とすればもう少し、税を使うときには、この小さいところなんだ、睦沢の小さい7,400人位のところで、そういう配慮が出来なかったのか。50万や100万都市なら色々不手際は出て来るね、一部のところへ券を流したとか、いろんな不祥事もあるけれども、こういう小さいところで、誰が困っているというのわかるわけなんです。そういうところを、やっぱり一番の問題は公平性だと思うんですよ。私はこれ、公平性になっていない、これは公平性になっているのかどうなのかです、を聞きたいと思います。ただ使っちゃえばいいんじゃない、やっぱり弱い人たちが、ああ、よかったねと。

過去に公明党が騒いで地域振興券、あれはちゃんと所得者のあれを設けた。全員が地域振興券使えなかったんですね。だから、こういう小さいところで、隅から隅までどういう状態かというのみんなわかっているんだよ。そういうところがなぜ出来なかったのかを再度伺いたい。

それから、名誉町民のあれ、ここの中に慶弔の際における礼遇ですよ。名誉町民だといつその準町民葬というのが出てきたのか。それは町長がその他、特権については町長が権限があるけれども、私は本来であれば、今町長が累々と説明を受けた、町長がきちんと敬意を表して弔辞を読む、生花も上げる、それから社会通念上の、私は弔慰金、香典でいいんじゃないかと。もらうほうは、それはいいと思いますよ。でも、故人の遺志からすると、俺は要らんよ、それはもっと福祉に使ってくれという声が草葉の陰から出て来るんじゃないかと。だから、この100万という数字がどこから出て来たのか、その辺を。

それともう一つは、それを議長と副議長寄せて相談どうのこの、予備費から流用だってあったけれども、議会にその報告がないでしょう。こういうことについて、100万のお金を使ったということに対して私たちは、私は知らない。この前一般質問をしたら100万円弔慰金で包みましたと言うから、その辺はどうなっているのか再度伺いたい。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まずプレミアム商品券でございますけれども、これにつきましては、長生郡内、各町村担当者が集まりまして、どのように対応するかということで、郡内で調整を図りながら、なるべく足並みをそろえましょうというようなことで、先程も申し上げましたように、茂原市は30%でございましたけれども、ほとんどの方が通常茂原市に買い物に行く方が多いというようなことから40%にして、上限にして、郡内はどうだろうかということにまとまったようでございます。

そのようなことと、なるべく多くの額を地元で消費していただきたいというようなことで、大型店と小型店を、対象を分けて、そのような形で全て1,000円券としたような次第でございます。そのようなことと、なるべく弱者にも配慮するというようなことから、民生委員さんのご協力をいただいたところでございます。

そのようなことで、27日に予定していた数量が終わったというようなことから、また残り分を、先程もお話がありましたように、その日はどうしても都合が悪いという方もいるだろうというようなことから、2日目、3日目を設けて、防災無線において広報させていただいて、その完売に向けての行動を行ったということでございます。

それから、名誉町民の葬儀に際しての対応でございますけれども、これにつきましては、亡くなった時点では規則がございませんでしたので、先程申し上げましたように、議長、副議長にお集まりをいただいて慶弔会議を開催したところでございます。そういった中で、この内容について協議をさせていただきました。この内容を定める際の参考事例といたしまして、弔慰金の事例について、長生村におきましては元村長に弔慰金100万円、その他に香典、生花、花輪、横芝光町では収入役の準町葬を行って弔慰金50万円、これは規則がないということでもございました。また、茨城町では名誉町民ということで準町葬、辞退の場合は弔慰金を100万円という参考事例がございました。それに基づきまして、準町葬を行う、あるいはこれの辞退があった場合には弔慰金を100万円という形に決定をさせていただきまして、この規則を作成させていただいて対応を図ったものでございます。

なお、この慶弔会議を行ったことにおいて、本来ですといつも行政報告というような形で

議会にご報告をしているわけですが、すっかりその辺につきましては失念をしたということで、謝らなければいけないのかなということでございます。

いずれにいたしましても、亡くなった後急きょ慶弔会議を行って規則を定めさせていただいたと。規則の中にあるように、平成27年3月26日に規則第5号ということでさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） 11番。

まずプレミアムですけれども、町内で使ってもらおうというのは、これは常識なんですよ。茂原がどうのこうのじゃなくて、あくまでも町内で消費というのが前提ですからね。

私の質問のその趣旨というのは、全員に行き渡らない、行ける人、知っている人だけがそこに行く、そこをどう配慮したかということなんです。全員が買えない、でも大きい小さいは別としたって、みんな足りないんだ。白子は2セットまでかな、そういうふうにして少しでも多くにしていく。それで抽せんだと。それは大変ですよ、はがき出してどうのこうのね。だけど、外れた人は諦めがつくと思う。町内はもうのっけから足りないんだから。これはちょっとね、私はいかんかと。

今言った、民生委員がどうのこうのと言ったけれども、じゃ、その分っておいたのか。また、来られない人のためと、だけど27日の土曜日しか、あのチラシも正直言って悪いよね。小さい字でわけわからないような書き方、レイアウトが悪い。商工会が作ったかどうか知らんけれども、やっぱりチェックすべきだよ。一宮のやつなんかよくわかるよ、日時、場所がきちっと。

だから、来れない人のを考えるなら、販売日を1日にしないで2日にすればいいんだよ。ふだんの日じゃなくたって。そういう配慮がなぜこの優秀なる職員、町長を始めだよ、持っている陸沢で出来ないかということなんだよ、僕が歯ぎしりかんでいるのは。そういうことが他の事業にも出てしまうということなんだよ。

だから、これ以上これについては言わないけれども、これについて町長を始め執行部はきちっと反省して、これからの行政運営に当たっていただきたいということが私の質問の趣旨なんです。余りやりたくないんだよ、こういうことは、お金がどうのこうのは。

次に、名誉町民のことだけれども、慶弔会議を開いてやったと。それはそれでいいんです。その事態に遭ったんだから。でも、長生村とかよそを参考にしたと。長生村は相当の礼をも

って弔意をすると、それが基本にあると思うんだよ、相当の礼。だけど、名誉町民だからといって私は準町葬にしなくてもいいし、そんなに香典を出さなくてもいいだろうと。町の体力もあるだろうと。気持ちが伝わる。礼遇とはね、厚い礼を持って接するということだ。私はそれで、故人の遺志を尊重出来ると思うんだよ。その辺で、私は非常に残念。

今、町長が6月のときに報告すれば、行政報告でと、そこなんだよ。60周年の問題もそうだよ、合併60年もそうだけれども、どうも私がこの見る限りでは、ちょっと緩いんだよ。町長、それは、全てにおいて知っていて、ばんばんやっている。そこは副町長がやっぱりきちっと補佐しなくてはいかん。私は、宮崎副町長がチェックして、これは足りないよ、これはこうするんだよと、そのために副町長がいるんじゃないの。みんなが知恵の睦沢で、これはおかしいんじゃないのか、どうなのと、所管を超えて言うべきなんだよ。他の所管に口出すと今度は俺のほうと言われるからと、これはお役人根性だよ。それじゃよくないでしょうと。睦沢町がますます発展して町民がよくなるためには、そういう垣根を取っ払ってやるべきだろうと思うんですよね。

そういうことをひっくるめて、町長のほうから今言った、半分しか買えないんだよ、半分以下しか。そういうことを踏まえて、もし答弁があればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） ありませんか。

ないそうです。

これで、荻野新衛議員の質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

行政の事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行への町の備えを伺います。

一つ目、秘密保護についての町職員の意識改革、職員教育について。

役場職員は、職場内、官公庁間で個人情報を当たり前のようやりとりしているの、外部に対しても延長線上で考えている節があります。民間に対しても同じ感覚で対処しがちになっているようで、その意識も改革なくしては番号法に対応し切れなないと思います。いかに

職員教育を徹底して、個人情報の漏れを防いでいくのでしょうか。職務上知り得た情報は他に漏らしてはならない、これは社会一般どこにも通用する鉄則です。しかし、睦沢町役場の職員は、個人情報保護すべきものという意識はないに等しいと思います。

私企業の個人情報の入ったデータに不正にアクセスし、のぞき見する行為を平然と何の罪の意識もなく行い、また、私のところで米の検査場指定のお願いをしたところ、申請の段階で民間にその事実が知れ渡っておりました。検査場に指定されたなら、公に使う施設でありますから、広く広報することは当然であります。しかし申請段階では、物によっては秘密を要することも多々あり、果たして町へ依頼のあった案件は全て公開が原則と思っているのでしょうか。

このように、情報に対する無防備と思える役場職員の意識の低さの中で番号法が施行され、それに対する職員の意識はすぐに高くなり、万全の体制が整うものなのでしょうか。いま一度徹底的な官同士のやりとりと、官と民間での対応は全然違うということの意識改革を徹底的に教え込むべきではないのでしょうか。

果たして、現在の町職員の意識の低さの中でマイナンバー法が施行されて、特定個人情報の保護は自信を持って大丈夫と言い切れるのか疑問ですので伺います。

二つ目、収入のある人全てに個人情報がついて回りますが、各事業所等に対しての個人番号等の取り扱いについての指導はどうするのでしょうか。食品表示法の際も関係者へのPRをと発言いたしましたが無事ありませんでした。番号法施行に際して、何のアクションも起こさないで済むのでしょうか。

番号法施行によって、事業所は全て番号管理という余分な業務をやらざるを得なくなり、一説では、100人規模の従業員を持ち4、5箇所店舗を持っている規模で初期投資1,000万円、年間400万円のランニングコストがかかるそうです。

事業者向けガイドラインでは、事業者は特定個人情報等の適正な取り扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならないとしてあり、手法の例示として、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等の制限、入退室管理方法としてICカード、ナンバーキー等による管理システムの設置、壁または間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等、個人情報を取り扱う機器、電子媒体または書類等を施錠出来るキャビネット、書庫等に保管する。情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定することが考えられる。

このように物理的安全管理措置だけでも講じなければならないものが多く、また、技術的

安全管理措置でコンピュータのセキュリティも示されております。外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無の確認、ソフトウェア等を常に最新状態にする。ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

これだけのことを全てカバーするには並大抵ではありません。このことを知らずに、マイナンバー法を迎えてしまう事業所が多いと思われませんが、対策等の指導はどうするのでしょうか。また、道の駅や他の管理委託している施設は町のものですが、その施設内の番号法施行に備えての投資はどうするのでしょうか。

三つ目、通告では表現が一部おかしいところが見られますが、確認の意味でも質問させていただきます。

地方税改正で範囲が広がりますが、それによって各事業者負担がかかるのかかからないのか、再確認を含めまして、前回条例が出来ましたが、全ての地方税法が該当するのでしょうか。また、地方税にも番号法を使えるようにしましたが、全ての地方税にこれから適用されていくのか再確認したいと思い、質問項目に入れました。

番号法を使う部門が増えることにより、民間事業者負担増があるのでしょうか。あるのであれば、PRがますます増えるのではないかと思いますでしょうか。

以上三つ、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の質問にお答えをいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法に関しまして、1点目の個人情報保護についての役場職員の意識改革、職員教育についてですが、番号法の施行により国民一人一人に個人番号が付番されることとなり、番号法による個人番号、その他の特定個人情報の取り扱いについては、番号法第3条の基本理念において、個人情報の法定の範囲を超えた利用または漏えいがないよう管理の適正を確保することと規定されております。

町では、本規定に対応するため、本定例会に睦沢町個人情報保護条例の一部改正に係る議案も上程しているところでございます。

職員の守秘義務につきましては地方公務員法で、個人情報保護については睦沢町個人情報保護条例でそれぞれ規定されております。本町においては、平成26年4月23日に睦沢町コン

プライアンス基本指針を策定し、同年6月3日に全職員に配付をしております。また、入庁3年目までの職員に対しましては平成26年7月8日に説明会を実施し、睦沢町コンプライアンス基本指針の内容等を説明しております。

私は、職員が法令を遵守した適正な事務執行を行うことは当然のことと認識しておりますので、職員による違法行為や不注意等に起因する不適切な事務処理が発生した場合は厳しく対処して参る所存であります。今後とも、基本指針策定の趣旨にもありますとおり、町民の信頼を失うことのないように、職員に周知徹底を図りますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の各事業所等に対しましての個人番号等の取り扱いについての指導でございますけれども、法人番号は13桁で10月より国税庁から通知がされます。事業所等では、源泉徴収や社会保険手続などの業務がマイナンバーの対象になってきます。例えば、源泉徴収票では、従業員及び扶養親族の個人番号を記載することが法により規定されています。書類に記載が必要となる個人番号を集めて、保管、管理について対応する必要があります。

事業所では法人税や所得税が関係しますので、茂原税務署では決算法人の説明会の中でマイナンバー制度の説明を行っているとのこと。また、法人の新設の際にも同様に説明を行い、他にも茂原法人会の各支部からの依頼により説明会を実施していると伺っております。

なお、道の駅つどいの郷むつぎわなどについての対応ですが、現在のところ、道の駅つどいの郷むつぎわのように事務量が多くなることが考えられる施設を始め、どのような事務処理が必要となるのか、町としては業務を委託している立場として、どのような取り組みが必要となるのか不明な点が多い状況ですので、各施設と検討して参りたいと考えております。また、道の駅つどいの郷むつぎわについては、平成31年の移転も考慮に入れた上で、経費等が発生するようであれば、協定書に基づき双方で協議をしたいと考えております。また、道の駅につきましては、道の駅の役員、それから町職員で協議会のようなものを作りながらこの対応に当たって参るというふうに報告を受けております。

3点目の、条例により対象外の地方税も使用出来るが、条例制定の考えはについてでございますが、町独自に個人番号を利用することについては現在のところありません。今後、独自利用する事務が決まった場合は、その事務で個人番号を利用する前に、条例案を上程させていただきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 職員教育について、きちんとなされていないと思った件がもう一つございませう。

先日、高齢者の方から苦情をいただき、詳しいことは伏せませうが、福祉課の対応が不親切きわまりなく、どうしていいかわからないとのことでした。解決はいたしましませうが、そのときは大変お怒りで、申し訳なく感じました。福祉課では何かの行き違ひがあったとの説明でしたが、行き違ひを起ささないように住民サービスをするといふ意識に欠けているのではないかとおもいます。窓口対応については何回も申し上げておますし、不愉快な思ひは私もしたことがあります、いつになったらよくなるんでしょうか。

話は戻りますが、職員教育はきちんとやっていると認識のようございませうが、あのデータのぞき見事件の後、また違ひ職員が特定の果物の売り上げデータ過去5年分を見せてくださいと来たそうです。指定管理の附帯条件に、個人情報流出にはくれぐれも注意するようとのことでしたが、役場自体がこの気軽な姿勢では、話にならないのではないしょうか。

結局、トータルで教えることになりましたけれども、個人を特定されない範囲でのデータの収集は、売り上げデータが500ページにも上ることから難航をきわめ、業務にも支障を来しました。役所同士なら、個人情報の共有は日常的なもので疑問を持たないのしょうけれども、いま一度、民間等への対外的な対応にけじめを持つようしっかり職員教育をしていただきたいとおもいます。

また、前回の事件の後にもかかわらず、気軽に外部組織にデータを聞きに来るなど、教訓が生かされておらず、また委託料は据え置きなのに業務妨害をす。町が指定する側であれば何をやってもいいということでしょうか。

また、コンプライアンスの取り組みはやっているとのことでしたが、コンプライアンスは法令の遵守と、また社会規範の遵守という意味もございませう。法令の遵守ばかりやって、社会規範はどうでもいふようなふうに見えてしまうのですけれども、コンプライアンスについてはまた改めてやらせていただきます。

税務署等で、決算期に説明があるそうですけれども、これは28年1月からスタートですけれども、マイナンバー制度は。その前にやっぱり準備は終わらせておくべきかとおもいますし、あとその1年以上前から税務署さんで、詳しい説明なりなんなりしていたのしょうか、私はちょっと記憶にないのですけれども。

また、マイナンバーはもともと使用を限定的に絞って使用されるはずでしたけれども、前

回も地方税法を適用し、それ以外にも金融機関関係も適用となり、それでまた消費税割り戻し分も適用されるのではないかという話も出て来ています。限定的に運用されるようになっていましたが、どこまで行くのか教えていただきたいです。

父は戦前の記憶がありますけれども、どこまでも行くと治安維持法のように歯どめがきかなくなります。どこまで行くのか、ご存じでしたら結構ですので教えていただきたいです。

よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 情報保護につきまして、大変、職員の不適切な行動があったということでございまして、大変申し訳なく思っております。

先程も言いましたように、職員による違法行為や不注意等に起因する不適切な事務処理が発生した場合には厳しく対処して参る所存でございますので、よろしくお願いいたしますと、ご指導またお願いしたいと思っております。

福祉課の職員の対応ということもございました。また十分に気をつけて参るように職員教育も十分に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、法人等に対する関係については、この辺では直接は茂原税務署のほうであたることになっております。そこら辺のところについては、詳細にわたっては担当課長のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、このマイナンバー法がどこまでなっていくのかということでございますが、残念ながら睦沢町で法律を作っておるわけではありませぬので、そこら辺は、申し訳ありませんが皆さんと同じように新聞情報等しかわからないのが状況でございます。今、議員のおっしゃられたとおりは、新聞報道されていると思っておりますので、また、私のほうもいち早くアンテナを高くしながら、情報の確認に努めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 茂原税務署のほうで説明会をやっているということですが、一応、今年度、今年からやっているということで、またこの11月に各法人の給与支払報告書の記入の仕方、その説明会を実施すると聞いております。給与支払報告書等については28年分から対象になりますので、その提出については29年1月末という形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 私よくわからなかったんですけども、私が聞いたかったのは、物理的安全管理措置とかの指導も税務署さんでやっていらっしゃるのでしょうかと。それで、やらない、そこまでやっていないのであったら役場がやる必要もあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 法人の関係については直接国のほうでやるというふうに伺っておりますので、町のほうでの詳しい説明というのは、今のところないというふうに伺っております。

○議長（市原重光君） 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。2時20分までといたします。

（午後 2時09分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を続けます。

（午後 2時20分）

◎議案第1号～議案第8号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第1号 睦沢町選挙公報の発行に関する条例の制定についてから日程第13、議案第8号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町選挙公報の発行に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、本条例は、6月に開催されました選挙管理委員会会議におきまして、選挙公報の必要性について協議が行われ、その後、条例等の整備について選挙管理委員会から町に要望がご

ございましたので、今定例会に上程させていただくものであります。

選挙公報の発行につきましては、公職選挙法第172条の2に規定されており、任意での発行が出来るものでありまして、本条例は睦沢町議会議員及び睦沢町長の選挙を対象としております。

選挙公報は、選挙人が各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充につながり、投票判断の情報源として大きな役割を担うものであります。また、若年層の選挙離れが指摘される中、選挙権が18歳以上に引き下げられることに鑑み、選挙公報の発行が選挙に対する関心を高める啓発活動の役割も果たすものと期待されます。

このようなことから本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては書記長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第2号 睦沢町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

地方公共団体の会計年度は単年度が原則ですが、平成16年11月に地方自治法及び地方自治法施行令が施行され、それまで長期継続契約をすることが出来るものは、債務負担行為を除き、電気、ガス、水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約と不動産を借りる契約のみでありましたが、本改正により新たに長期継続契約を締結することが出来る契約として翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものとされました。

これにより、受託者は長期的視野に基づいたサービスの供給が可能となり、町も毎年行っていた契約締結に係る事務が軽減され、効率的な事務運営が行えるようになります。また、原則として競争入札により決定するため、従来の見積もり合わせに比べ、公平性、競争性が高まり、複数年の期間を設けて入札、契約することにより入札参加者にとっても入札時に長期の契約期間を明確に提示されるので、長期的で安定的な契約が担保されることから、入札金額の削減につながることを期待出来、契約金額の抑制が図られるものと考えます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第3号 睦沢町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法により10月から国民一人一人に個人番号が付番され、本格的に番号制度が導入されます。この番号制度により、これまでの個人情報保護に重点を置いた行政運営から、個人情報保護に重点を置きつつも、効率的な利用を推進する行政運営へと変化することとなります。

番号制度では、特定個人情報、個人番号を含む個人情報のことですが、これを行政機関等の中で迅速に授受する仕組み、情報提供ネットワークシステムを新たに設けていることから、特定個人情報の取り扱いについて番号法の中で厳格な保護規定を設けて運用のバランスを図ろうとしております。

番号法では、地方公共団体に対しても同法の趣旨に沿った保護措置を講じるよう求めています。番号法の定める厳格な保護規定は、現行条例の保護規定と異なる部分が多いことから、両者の整合性を図るため条例改正を行うものです。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号 陸沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、通知カードは平成27年10月5日から全員に、個人番号カードは平成28年1月1日から希望者に交付されます。通知カード及び個人番号カードの当初交付手数料は無料ですが、紛失、有効期限が切れた場合など再交付が必要となったときには、原紙、ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードの再交付手数料500円を別表中第29号とし、個人番号カードが平成28年1月から交付されることで住民基本台帳カードの交付が終了することにより、第2条で別表第28号の改正をし、800円の個人番号カードの再交付手数料を徴収するための手数料条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第5号 町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本路線の認定に係る経緯についてですが、株式会社合同資源では、ガスの安定供給を図ることを目的に、二級河川瑞沢川にかかる寺崎南合同橋を管理しております。

河川管理者である千葉県より、河川区域内において、今後は構造物の構築及び補修することは出来ないとの指導があったことから、橋のかけかえ、維持管理を行うための道路整備について協力要請がありました。

新設の町道1772号線につきましては、起点が寺崎字三ツ又994番6地先、終点が寺崎字三ツ又994番5地先となり、幅員13.5メートルから18.2メートル、延長62.2メートルとするものです。

なお、9月補正において、業務委託料、土地購入費を予算計上させていただいておりますが、本件に係る経費については全額株式会社合同資源が負担するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、1億582万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億4,072万2,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

2款1項総務管理費については、3級、5級の職員を対象とした昇任試験及び本町単独での職員採用試験の実施に係る委託費、ふるさと納税に係る返礼品などの経費を計上し、寄附金と経費の差額分についてはふるさと創生基金に積み立てるものです。その他、中央団地の駐車場整地工事、ニュータウンの住宅解体工事、こども園底地の購入費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用した農業と道の駅連携による持続可能な生産販売体制づくり業務委託費、及び大上区民センター修繕に係る補助金です。

2款2項徴税费については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を財源とし、対象となるシステムの改修業務の委託をするものです。また、納税者の利用環境改善のため、既に導入済みの地方税電子申告システムに電子申請業務を追加するものです。

2款3項戸籍住民基本台帳費については、社会保障・税番号制度の施行に伴い、電子証明書を地方公共団体情報システム機構が発行するため、利用終了となる公的個人認証サービス用機器の処分費用、及び今年10月に配付される個人番号を利用する事務において本人確認をするための機器を購入するものです。

2款4項選挙費については、議案第1号でご説明のとおり、選挙公報の作成及び新聞折り込みに係る経費を計上するものです。

2款5項統計調査費については、国から交付される国勢調査委託費が決定したことによる国勢調査員の報酬や国勢調査協力者の報償費を追加するものです。

3款1項社会福祉費については、消費税増税に伴う介護保険制度の改正により低所得者保険料の負担率が減少し、国・県・町の負担率が増となったため、一般会計の繰出金が増加す

るものです。また、介護保険請求の通信手段の変更に伴うソフトの更新及び電子申請に係る証明書発行手数料です。

3款2項児童福祉費については、子育て世帯臨時特例給付金の申請が本年度は児童手当現況届の様式に追加されたため申請受け付けに係る事務員が不要となったことによるものです。

4款1項保健衛生費については、地域自殺対策強化事業補助金を財源とした自殺防止用啓発パンフレットや、こころの電話相談チラシの作成、及び首都圏自然遊歩道管理委託金の県の提示額が増額したことによるものです。

4款2項清掃費については、榊団地で10メートルにわたる污水管の破損に伴う汚泥の処理が必要となり、産業廃棄物に当たるため処理手数料を計上するものです。

6款1項商工費については、睦沢町ガイドマップの増刷と、千葉県が期間限定で東京都丸の内に設置するアンテナショップで町のPRをするための経費です。

7款2項道路橋梁費については、株式会社合同資源との協定による道路改良工事負担金を財源とし、川島地先の町道1725号線の道路改良工事に係る測量委託料と土地購入費です。

7款4項公園費については、妙楽寺ふるさとの森に設置していますトイレの加圧ポンプが故障し、修繕を必要とするため管理運営委員会に追加委託をするものです。

7款5項住宅費については、平成26年度末に住宅リフォーム補助金の申請者がリフォーム内容を変更したため、概算交付されていた国庫補助金の一部を返還するものです。

8款1項消防費については、千葉県地域防災力向上総合支援補助金と東日本大震災復興基金繰入金を財源として、今年度の防災訓練の際に、東日本大震災の被災地であり、本町からも復興支援のための職員を派遣しました宮城県の山元町から講師を招いて講演を行うものです。また、寺崎区コミュニティセンターの避難所看板の設置や各広域避難所及び自主防災組織等への防災備品購入費を計上するものです。

9款1項教育総務費については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用した小・中学校の適正規模・適正配置に向けた検討業務委託料を計上いたしました。

9款2項小学校費については、土睦小学校の昇降口の屋根が雨漏りをしているため、改修工事を行うものです。

9款3項中学校費については、技術家庭科棟の改修を年度当初後のもろもろの状況に変更が生じて参りましたので、現状の建物を生かした耐震改修とし、設計、工事までの費用を計上いたしました。その他、浄化槽の修繕やランチルーム脇の整地、これまで給食室であった

建物を倉庫に改修する費用を計上いたしました。

9款4項こども園費については、3歳児以上の手洗い場3箇所において蛇口が不足しているため増設するものです。

9款5項社会教育費については、大型・小型バスともにカーナビゲーションシステムの更新及び浄化槽の修繕と公用車の車検に係る費用を計上いたしました。

9款6項保健体育費については、総合運動公園設置のAEDの耐用期間経過に伴い更新するものです。また、今年度は関東地区スポーツ推進員研究大会千葉大会開催に伴う協力要請があったため負担金として計上するものです。

この他、歳入で17款1項寄附金はふるさと納税寄附金です。

18款1項繰入金については、国民健康保険特別会計繰入金、及び介護保険特別会計繰入金は平成26年度特別会計への繰出金の各事業精算に伴う繰入金であります。

また、一般財源として、19款1項繰入金として、21款1項町債で臨時財政対策債を追加いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第7号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、127万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億8,816万3,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

歳出について、1款総務費は、千葉県で行っている重度心身障害者（児）医療給付改善事業の現物給付化に伴う高額療養費支給システム改修業務委託料として32万4,000円、10款諸支出金で平成26年度職員給与費等繰入金の精算による一般会計への繰出金、合わせて127万6,000円を追加いたしました。

この歳入財源につきましては、10款繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第8号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、1,394万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億35万7,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

歳入について、9款1項3目低所得者保険料軽減費繰入金は、平成27年度の第1号被保険者数が確定しましたので61万1,000円を追加し、2項1目介護給付費準備基金繰入金を61万1,000円減額いたしました。

10款1項1目繰越金は、前年度の決算に伴い1,369万4,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4款基金積立金は、前年度の決算に伴い624万円を追加するものです。

5款1項償還金及び還付加算金は、前年度の決算に伴い国及び県への返還金として、合わせて576万円を追加計上いたしました。

3項繰出金は、前年度の決算に伴い一般会計への繰出金として169万4,000円を追加いたしました。

この歳入財源は10款繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 白井選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白井住三子君） 命によりまして、議案第1号 睦沢町選挙公報の発行に関する条例の詳細説明をさせていただきます。

まず、第1条でございますが、先程の町長の提案理由にもございましたが、この条例は公職選挙法第172条の2の規定に基づき睦沢町議会議員選挙及び睦沢町長の選挙を対象とし、選挙公報の発行に関して定める旨の趣旨説明でございます。

第2条は、選挙公報の発行について、掲載内容としては候補者の氏名、経歴、政見、写真等とし、選挙ごとに1回発行するものであることを規定しております。

第3条では、選挙公報掲載の申請について規定したもので、その内容について選挙公報として品位を損なわないものである旨の記載をしております。申請に係る具体的な内容につきましては、議案審議資料の1ページの睦沢町選挙公報の発行に関する規定をご覧いただきたいと思います。この中の第2条には申請書の様式や提出書類、提出先等について、第3条には申請期日と受付時間を記載しております。第4条では掲載文の作成方法について、色素や記載文字、また紙面に占める図画等の割合など詳細を記載しております。その他、第5条において掲載文の訂正、第6条で撤回及び修正について記載しております。

続きまして、条例の第4条では、発行手続について、掲載内容は申請文の原文を使用すること、2人以上の候補者がいる場合に掲載順は選挙管理委員会がかくじで定め、その際、候補者またはその代理人は立ち会いが可能であることを記載しております。この掲載順を定める

くじに関しましては、審議資料の2ページの第7条に具体的な取り扱いを記載しております。

続きまして、条例の第5条では配布について規定しており、選挙公報は選挙期日の前日までに選挙人名簿に登録された者の属する世帯に配布することとしております。2項においては、選挙期日の前日までに各世帯に配布が困難であると認められる場合は、新聞折り込み等でかえることが出来ることとし、その場合は、役場や、例えば公民館等に置くなどして公報の配布を補完する措置を講じ、選挙人が選挙公報を容易に入手することが出来るよう努めなければならないとしています。

第6条では、法第100条第4項により無投票となったとき、または天災その他避けることの出来ない事故等があった場合は、選挙公報の発行手続を中止することを記載したものです。

そして、第7条において、発行の手続に関する必要な事項については、審議資料に添付いたしました規定により定める予定でございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行日を公布の日から施行することといたしました。

詳細説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりまして、議案第2号と議案第3号の詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第2号の睦沢町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてでございます。

第1条でございますが、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定める旨の趣旨説明でございます。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約を規定したもので、第1号では、物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものとし、これがどのようなものかと申しますと、審議資料の7ページをご覧いただきたいと思いますが、7ページの睦沢町長期継続契約を締結することができる契約に関する規則でございますが、この第2条第1項の各号に定めたものでございます。仮設建物、例えば避難所の建物、校舎、そういったものがこれに該当して来るかと思いますが、仮設建物。それと車両、また事務機器及び通信機器ということで、コピー機やパソコン等々になります。その他ソフトウェアなどとなります。

また、第2号では、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から、こ

れは4月1日からになりますが、当該役務の提供を受ける必要があるもので、同じく審議資料7ページの規則の第2条第2項に掲げた物品の借り入れに付随する保守業務や庁舎の清掃など維持管理にかかわる業務等となっております。

第3条は、契約期間を定めたものでございます。期間といたしましては、5年を超えない範囲内において規則で定める期間といたしました。審議資料、規則の第3条をご覧くださいと存じますが、同規則の第2条第1項及び第2項の第1号に係る契約にあつては5年以内と、同項第2号から8号までに係る契約にあつては3年以内とさせていただいておるものでございます。この契約年数の考え方といたしましては、長期継続契約が出来るとされたものでも、さらなる経費の削減やより良質なサービスの提供をする者と契約を提供する必要性に鑑み、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するためでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行日は公布の日から施行することといたしました。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第3号 睦沢町個人情報保護条例の一部を改正する条例の詳細を説明させていただきます。

大変恐縮ですが、議案審議資料9ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

まず、目次部分についてでございますが、今回、第24条の2として新たに特定個人情報の利用停止請求に係る規定を設けることから改正するものでございます。具体的には、個人情報に係る請求権、開示、訂正、削除、利用の停止、消去及び提供の停止をまとめて開示等としているところでございます。

第1条の改正は、個人情報の範囲がこの条例と番号法で異なるため、番号法において定義づけられた個人情報に該当しない特定個人情報に対して、この条例の適用から外れるものがないように括弧書きの規定を加えたものでございます。

第2条は、新たに本条例に追加される語句について定義を追加いたしました。

第3条、第4条、第6条につきましては、第1条と同様の考えでございます。

そして第6条には、特定個人情報保護評価にかかわる改正でございます。番号法では、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を行わなければならないとされております。うち、一部の評価について、合議制の機関等による第三者点検を受けることとしております。本町においては、この第三者点検を睦沢町個人情報保護審査会により実施することとするため、本条の規定を追加いたしました。

次に、第8条及び第8条の2は、特定個人情報以外の個人情報と特定個人情報の利用及び

提供の制限について改正するものです。第8条の規定は、特定個人情報を除く特定個人情報の利用及び提供の制限に関する規定とし、第8条の2に新たに特定個人情報の利用及び提供の制限について規定いたしました。番号法では、特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、また本人の同意を得ることが困難な場合であるときとし、通常の個人情報よりもさらに厳格な制限をしております。また、情報提供記録等については、目的外利用を一切禁止していることから、条例においても同様に規定をさせていただくものでございます。

そして、次の第9条についてですが、個人情報の提供先に対する制限等についての規定でございますけれども、特定個人情報の提供については、番号法第4章において定められていますため、本規定の適用はございません。したがって、特定個人情報を除くと改正するものでございます。

第10条は、番号法は第22条第1項の規定により、情報提供ネットワークシステムによる情報照会に対して、情報提供義務が生じることから、オンラインシステム結合規制について規定する本規定の適用を除外するものでございます。

そして第11条については、これは第1条でご説明したとおりでございますが、この条例の適用から外れるものがないように括弧書きをさせてもらったものでございます。

第13条第2項及び第14条の改正につきましては、開示請求に係る代理人の範囲について、個人情報と特定個人情報について異なるための改正をするものです。具体的には、番号法では本人の参加の権利をより一層保護し、利便性の向上に資するため、特定個人情報及び情報提供記録については本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求を認めていることから改正するものでございます。

次に第15条につきましては、特定個人情報に係る開示請求に対する決定について、期限の追加を規定いたしました。なお、30日以内という期限につきましては、行政機関個人情報保護法第19条第1項に定められているものでございます。なお、本来ですとその30日が本条例の、法律が30日になっていますので30日というふうな記載をしてもよろしいんですが、本町の個人情報の開示につきましては15日というふうになっております。これは千葉県条例に準じたものでございまして、この15日を30日に直してしまいますと、直すという積極的な理由もなく仮に変更した場合には、開示者に不利益となることから、個人情報の開示期限は変更しないで特定個人情報にかかわる開示だけ30日というふうにしたものでございます。

第16条第2項第2号につきましては、情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポー

タルによる開示が磁気テープ等に該当しますことから追加するものでございます。

第22条は、特定個人情報については、法の規定に倣い、第24条の2で利用停止に係る規定を設けます。そのため、本条の規定を適用しないこととするものでございます。

第24条の2から第24条の4につきましては、番号法で規定に違反して保有する特定個人情報についても利用停止請求の対象として定められておりますことから、第24条の2では利用停止の請求、第24条の3ではその方法、第24条の4で利用停止請求に対する決定を定めるものでございます。

次に、第25条は、第24条の4の規定に係る不服申立てを新たに追加、第26条は第6条の2の規定を追加したことにより追加するものでございます。

第29条から第31条につきましては、特定個人情報について、各条の及ぶ範囲について規定をさせていただきました。第29条関係は、個人情報に該当しない特定個人情報が含まれる規定を、第30条関係は、個人情報保護法第25条で個人情報の他の法令等による開示に関し定められておりますが、同条は番号法により特定個人情報については適用除外されているため除くものでございます。

第31条関係は、現在、町の条例においては、開示に係る手数料は無料となっておりますため、特定個人情報の開示に係る手数料も無料とするものでございます。

詳細について、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第1号 睦沢町選挙公報の発行に関する条例の制定についてから、議案第8号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの8議案に関する審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの8議案に関する質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長（市原重光君） 日程第14、認定第1号 平成26年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成26年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、かずさ有機センター特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず、平成26年度普通会計の決算状況などから見ました本町の財政状況について申し上げます。

財政状況を示す指数のうち、経常収支比率は86.5%で、前年度比0.2ポイント減少しております。理由といたしましては、過去に借り入れた起債の償還が終了したことによる公債費等の減少によるものです。

健全化判断比率につきましては、後刻ご報告させていただきますが、実質公債費比率で0.8ポイント、将来負担費比率で2.0ポイントそれぞれ向上しております。

財政調整積立基金については、平成26年度に1億126万2,320円の積み立てを行ったことにより、年度末残高は前年度比12.42%増の9億1,628万1,653円となりました。

また、町地方債残高は、一般会計、特別会計を合わせると32億7,725万7,063円となり、これに債務負担行為に係る1億7,656万3,556円を加えると、町全体の債務は34億5,382万619円となりますが、前年度比1.08%の減となりました。

このように、財務指標などは改善が図られてきていますが、依然として厳しい雇用情勢や少子高齢化による生産年齢人口の減少などを考えると、財政基盤が安定しているとはいいたいがたい状況にあります。引き続き、限られた財源の中で、選択と集中により住民福祉向上に向け取り組んで参ります。

以上、財政状況について述べさせていただきました。

続いて、会計別に決算の概要をご説明いたします。

それでは最初に、一般会計決算についてご説明いたします。

決算規模は、歳入総額38億2,044万5,659円、歳出総額36億8,266万2,017円となり、形式収支は1億3,778万3,642円となりました。

また、3月に繰越明許費の承認をいただいた中で予算計上いたしました地方創生先行型事業、地域消費喚起・生活支援型事業、社会資本整備総合交付金（橋梁維持事業）、若者定住型住宅分譲地建設事業等を合わせて1億2,650万1,000円は翌年度へ繰り越ししました。よって、形式収支から翌年度へ繰り越すべき一般財源4,083万円を控除した実質収支は9,698万642円となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額38億7,651万676円に対し、収入済額は38億2,044万5,659円、収入割合は98.55%であります。

不納欠損額は、町税で462万4,593円を処分いたしました。

収入未済額は、5,144万424円は町税の町民税、固定資産税、軽自動車税及び衛生使用料、土木使用料並びに諸収入などであります。

町税は7億2,722万2,175円で、549万3,989円の減、前年度比99.25%、歳入総額に占める構成比は19.04%でした。徴収率は、徴収担当職員の休日徴収及び夜間徴収や茂原県税事務所との共同催告等により92.92%と前年度比0.44ポイント増加いたしましたが、減収となった主な要因は、給与所得者・農業所得者の所得減による個人町民税、所得税の減少によるものです。引き続き徴収率の向上により財源確保に努めて参ります。

地方交付税は12億3,932万4,000円で1,910万円の減、前年度比98.4%となりました。また、歳入に対する構成比は32.44%と、前年度比2.39ポイント減少いたしました。

国県支出金は、総務費で防犯カメラ29箇所の整備に充当した市町村防犯設備設置事業補助金、スマートウェルネスタウン計画である定住型賃貸住宅及び道の駅を民間活力を導入しながら一体的に整備・運営するために充当された先導的官民連携支援事業補助金、民生費で身体障害者福祉費負担金や児童手当負担金、消費税引き上げによる影響を緩和するための臨時福祉給付金事業補助金、衛生費で鳥獣被害防止総合交付金、土木費で町道上市場関戸線や橋梁維持工事等に係る社会資本整備総合交付金、地籍調査事業補助金、公共土木施設災害復旧費で公共土木災害復旧費負担金などが主なものであります。

財産収入は、長者団地等分譲土地等の売り払い収入が主なものです。これにより長者団地の町が分譲する土地は完売しました。

寄附金は、ふるさと納税の2,636件分とその他1件です。

繰入金は、土地開発基金の廃止に伴う繰り入れ等はありませんでしたが、財政調整積立基金からの繰り入れが今年度はなかったことにより前年度比49.89%となりました。

諸収入の主なものは、地域総合整備資金返済金、長生郡市広域市町村圏組合負担金還付金、千葉県市町村振興協会交付金、寺崎コミュニティセンター建設等に充当したコミュニティ助成事業助成金によるものです。

町債は、臨時財政対策債の他、町道上市場関戸線や橋梁維持工事に係る土木施設整備事業債、公共土木施設災害復旧事業に係る土木施設災害復旧費の借り入れを行ったことによるものです。

次に、歳出についてご説明をいたします。

予算現額38億4,509万1,000円に対し、36億8,266万2,017円の支出で95.78%の執行率となりました。予算現額から繰越明許費を差し引いた執行率は99.03%となります。

主たる事業について、後期基本計画で定めた四つの重点施策の実施状況を中心にご説明いたします。

1点目は、町の基幹産業であります農業に係る営農支援ですが、前年度まで実施して参りました農地・水保全管理支払交付事業が制度改正され、名称変更となった多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、共同活動による農地環境の保全や老朽化が進む農業用水路等の施設改修を行うとともに、かずさ有機センターのたい肥の活用により循環型農業の推進を継続しました。

また、野生鳥獣による農作物等の被害防止に向け、佐貫地区と上之郷地区に睦沢町有害鳥獣対策協議会が実施したイノシシ侵入防止柵設置事業への助成を行いました。

さらに、農地中間管理事業を活用した集落営農組織の設立に向け各地区で説明会を実施し、本年1月に大谷木地区、北山田地区合同で集落営農組合（任意組合）が設立されました。今後もさらなる組織設立の推進を図って参ります。

2点目は、子育て支援の充実であります。若い世代が安心して子育てができるよう、育児に必要な情報の提供と専門職による育児相談や訪問指導の充実を図り、育児支援や虐待防止に努めました。また、児童が病気で集団保育が困難な期間、一時的に児童を預けることにより保護者の子育てと仕事の両立を支援出来るよう、病児・病後児保育を利用した保護者に助成金を交付するとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療に要する医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。

こども園においては、時間外保育や一時預かり保育の実施により、多様化する保護者のニ

ーズに対応するよう努めるとともに、待機児童ゼロを継続しました。

また、生涯学習体制の確立と学習機会の拡充の一環で、家庭学習の習慣化と基礎学力の向上を目的としてアフタースクールを実施し、学習活動の支援を行いました。

今後は、子ども・子育て支援計画に基づき、子育て支援を推進して参ります。

3点目は、健幸長寿のまちづくりです。保健分野において、特定健診の内容を平成25年度よりさらに1項目追加し、健診内容の充実を図るとともに、受診結果に基づく保健指導及び栄養指導を実施し、生活習慣改善指導を強化しました。各種ガン検診については、対象者への受診勧奨を強化したことにより、受診率の向上とともに、早期発見・早期治療につながりました。

また、75歳以上を対象とした後期高齢者健康診査では、かかりつけ医でも受診出来るよう個別健診を実施、検査項目も充実し、受診しやすい体制を整備しました。

また、公共交通においては、福祉タクシーの利用券を配布し、高齢者や妊産婦が外出しやすい環境を整えるとともに、路線バス利用者への回数券や定期券の助成により利便性の向上に努め、町民及び町内通勤・通学者への経済的負担の軽減を図り、公共交通機関の利用増進に努めました。

健康づくり推進事業においては、子供から大人まで手軽に出来る、歩くことで生活習慣病の予防等、町民の健康づくりへの取り組みを支援いたしました。また、健幸むつざわロードレース大会を実施し、町民の健康への啓発と生涯スポーツ推進を図りました。

この他、スマートウェルネスタウン計画を、民間活力を導入しながら一体的に整備・運営する手法を明らかにし、重点道の駅に選定されました官民連携手法（PFI事業）を取り入れ、健幸長寿のまちづくりに寄与して参ります。

4点目は、協働・防災のまちづくりであります。まず、防災については、町民を対象として、地域の協働により行う災害時要援護者避難訓練を含む防災訓練を実施しました。さらには、昨年度から継続事業として実施してきました住民の生命や財産を守ることを目的に、災害に対して総合的な指針及び対策を定めた睦沢町地域防災計画が完成しました。

協働のまちづくりについては、平成26年度も6月から8月にかけて地区懇談会を継続し、地域の抱える課題や町への意見及び要望等を伺うとともに、それらに対する対応等については公表し、協働のまちづくりの推進に努めました。

この他、地域再生・健幸のまちづくり計画の実現に向け、推進委員を三つのグループに分けて各種検討を実施し、住民を主体とした協働のまちづくりに努めたことで、町と地域の協

力体制の強化を図るとともに、町のさらなる活性化に寄与しました。

以上四つの重点施策の他に、ふるさと納税として2,636件、2,951万6,000円の寄附をいただき、むつざわ米を中心に町の産品を返礼品として送ることで、睦沢町のPRに努めました。

インフラ整備については、社会資本整備総合交付金事業により橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内10橋の維持工事を実施しました。また、老朽化が著しい路線の舗装補修工事、すれ違いが困難な道路の拡幅工事を実施しました。

災害復旧については、平成25年10月の台風26号により被災した道路の復旧工事、平成26年6月の大雨で被災した農業ため池の堤体補修工事を行いました。

この他、地域活性化住民提案事業により、地域コミュニティの活性化や睦沢町のPRなどが期待される事業を募集し、新たなコミュニティの形成に寄与しました。また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、該当するシステムの改修を行いました。

各種事務事業の詳細につきましては、主要施策の成果説明書、補助事業等事務事業決算説明書及び事業執行状況一覧表をご参照いただきたいと思います。

平成26年度会計においては、限られた予算の中で、創意工夫により各種補助制度を積極的に活用し、財政運営を行いました。今後も健全な財政運営を維持しながら、町民の負託に応じて参りたいと存じます。

以上が一般会計決算の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

平成26年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,372世帯、被保険者数2,453人、対前年度では世帯数は33世帯減少し、被保険者数は121人の減となりました。

歳入総額11億3,493万1,320円に対し、歳出総額10億8,932万7,882円で、差し引き4,560万3,438円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額12億311万8,656円に対し、歳入済額は11億3,493万1,320円、収入割合は94.33%であります。

1款国民健康保険税は、調定額2億8,980万1,025円に対し収入済額は2億2,161万3,689円、収納割合は76.47%であります。収納額は前年度と比べ1,004万3,810円の減となりました。

現年課税分の収納率は92.84%となり、前年度比0.27ポイント増となりました。また、不納欠損額として487万3,898円処分し、保険税での収入未済額は6,331万3,438円となりました。

3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金及び6款県支出金は、

一般被保険者及び退職被保険者等の保険給付にかかるもので、合わせて6億1,771万8,377円です。

7款共同事業交付金は1億1,411万2,455円で、高額医療費の実績に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会から交付されました。

9款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、財政調整積立基金からの繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金合わせて1億3,040万493円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額11億2,191万9,000円に対し、10億8,932万7,887円の支出で97.10%の執行率となりました。

1款総務費は、国保会計の管理運営に関する事務経費で、国民健康保険事業担当職員2名分の人件費の他、電算事務委託料等で2,199万3,166円を支出いたしました。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医科・歯科・調剤など保険診療による給付費及び葬祭費、出産育児一時金を合わせて7億1,548万7,287円を支出いたしました。主に一般被保険者の入院や外来などが増額となったことにより、全体で前年度比107.58%となっております。

3款後期高齢者支援金等は1億3,519万9,310円で、後期高齢者医療制度を支援するため、被保険者数に応じて支出いたしました。

6款介護納付金は6,300万2,296円で、介護保険の給付費を補うための納付金として40から64歳の第2号被保険者数に応じて支出いたしました。

3款から6款については、平成26年度の伸び率を勘案した被保険者数に応じた概算分と、平成24年度の額確定に伴う精算分を併せて支出いたしました。

7款共同事業拠出金は1億140万1,514円で、市町村国保間の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、高額医療費の3年平均実績に応じて拠出いたしました。

8款保健事業費は1,748万656円で、特定健康診査及び特定保健指導の他、人間ドックの助成を実施いたしました。

9款基金積立金は、財政調整積立基金への積み立てで2,300万円、10款諸支出金は、保険給付費及び特定健診事業等に係る過年度分の精算に伴う国県支出金の返還金及び一般会計繰出金等で1,165万1,247円です。

以上が国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理並びに合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川等の水質浄化に努めております。

このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区を合わせて138戸が供用開始しております。また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置したもの253基と、個人が設置した後で町に管理移管したもの43基を合わせた296基を維持管理しています。

歳入総額は6,126万4,920円に対し、歳出総額5,818万1,794円で、差し引き308万3,126円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額6,132万9,720円に対し、収入済額は6,126万4,920円、収入割合は99.89%となりました。

1 款分担金及び負担金は、特定地域生活排水処理事業等の分担金として390万円、2 款使用料及び手数料のうち農業集落排水污水处理施設及び特定地域生活排水処理施設の使用料として1,719万7,626円、手数料として農業集落排水事業指定工事店の新規申請1件、更新申請2件分で4万円、3 款国庫支出金は特定地域生活排水処理事業国庫補助金として、合併浄化槽12基分の369万6,000円、4 款県支出金は生活排水対策浄化槽推進事業補助金として、転換を伴う合併浄化槽6基分の65万7,000円、5 款財産収入は基金利子として2,500円、6 款繰入金は一般会計からの繰入金で2,719万9,000円、7 款繰越金は、前年度繰越金357万62円、9 款町債は合併浄化槽設置工事費の借り入れで500万円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額5,975万4,000円に対し5,818万1,794円の支出で、執行率97.37%となりました。

1 款総務費は510万8,964円で、職員1人分の人件費及び総合事務組合等の負担金などであります。

2 款農業集落排水事業費は1,062万5,000円で、久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費で、光熱水費や修繕料及び浄化槽の管理委託料などであります。

3 款特定地域生活排水処理事業費は2,159万9,306円で、このうち1項施設管理費772万2,863円は、当該事業等で設置した合併処理浄化槽の法定検査に係る手数料や引き抜き汚泥の処理料等で、2項事務費1,387万6,443円は合併処理浄化槽12基分の工事請負費が主なものであります。

4 款公債費は2,084万8,524円で、当該事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及

び利子分であります。

以上が農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

平成27年3月末の被保険者数は、第1号被保険者が2,597人、第2号被保険者が2,432人で、介護認定者数は要支援認定者が79人、要介護認定者が316人、合わせて395人で、前年度と比較し1人の増となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が262人、地域密着型が10人、施設が79人の合計351人で、前年度と比較し20人増となり、利用率は88.9%で4.9ポイントの増となりました。

歳入総額7億1,545万3,785円に対し歳出総額7億175万8,837円で、差し引き1,369万4,948円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額7億1,862万7,835円に対し収入済額は7億1,545万3,785円、収入割合は99.56%であります。

1款保険料は、調定額1億3,571万2,500円に対し、収入済額は1億3,253万1,450円で、収納割合は97.66%であります。収納額は前年度と比べ448万6,150円の増となりました。

現年度分の収納率では97.67%となり、前年度比1.61ポイント減となりました。また、不納欠損額として6万9,300円処分し、保険料での収入未済額は310万4,750円となりました。

2款分担金及び負担金は、各予防事業等の参加者負担金62万6,900円で、4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款県支出金は介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて4億4,033万5,467円です。

9款繰入金は、介護給付費、地域支援事業並びに職員給与費等に係る一般会計からの繰入金と基金からの繰り入れを合わせた1億2,062万4,000円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7億1,504万1,000円に対し7億175万8,837円の支出で、98.14%の執行率となりました。

1款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費等で2,585万9,999円です。

2款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で6億4,374万3,014円です。

なお、各介護保険サービス給付費等は次表のとおりです。表はご参照いただきたいと思います。

ます。

3 款地域支援事業は、二次予防者及び一次予防者の介護予防事業並びに総合相談業務、訪問などの包括的支援事業等で1,083万5,206円です。

4 款基金積立金は、介護給付費準備基金への元金利子の積み立てで760万3,148円、6 款諸支出金は保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金及び一般会計繰出金等で1,371万7,470円です。

以上が介護保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、かずさ有機センター特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、かずさ有機センターが販売するたい肥の収入や施設使用料、そして運営に係る人件費や施設等の維持管理に要する経費等であります。

歳入総額3,303万765円に対し歳出総額は3,066万8,333円で、差し引き236万2,432円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額3,303万765円に対し、全ての項目において収入済額は同額となり、収入割合は100.00%であります。

1 款事業収入は、調定額879万6,169円に対し、同額の収入済額であります。

2 款分担金及び負担金、5 款繰入金は、一宮町、睦沢町両町の協定に基づく頭数の案分によるもの、及びかずさ有機センター施設等整備基金繰入金を合わせ1,860万5,000円となりました。

3 款使用料及び手数料は、酪農家8戸の糞尿2,182トン分の処理に伴う施設使用料で、調定額330万3,720円に対し、同額の収入済額でありました。

6 款繰越金は前年度からの繰越金であります。

9 款県支出金は県農産産地支援事業を活用したマニアスプレッド購入のための補助金です。次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、かずさ有機センターの事務職員人件費260万5,000円と大型ホイールローダー消耗品及び10キログラムたい肥袋購入による需用費181万3,629円等であります。

2 款事業費は、かずさ有機センターの運営に要する経費で2,595万6,379円を支出いたしました。

平成26年度は、基金を取り崩し、緊急に修繕や工事が必要な箇所等について実施、及びたい肥散布の効率化を図るため、新たなマニアスプレッドを購入したことにより工事請負費、

備品購入費が増額となったことから、前年度に比べ事業費が増額となりました。

また、不用額については、工事請負費ではもみ殻置き場改修工事を予定していましたが、台風により状況が悪化し、現計予算では対応出来ない状況となったことから執行を見送ったこと、及び備品購入費のマニアスプレッタ購入に伴う入札差金が主なものとなります。

以上がかずさ有機センター特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

平成26年度における後期高齢者医療の被保険者数は、年度末で1,257人、前年度に比べ16人の増となりました。

歳入総額7,432万4,671円に対し歳出総額7,396万6,461円で、差し引き35万8,210円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

調定額の総額は、7,437万4,871円に対し収入済額の総額は7,432万4,671円で、収入割合は99.93%です。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて4,488万8,900円です。平成26年度の保険料につきましては、前年度に引き続き、所得の低い被保険者への負担軽減措置として、保険料の均等割額を世帯の所得に応じ9割、8.5割、5割、2割の軽減がそれぞれ行われ、また、所得割につきましては、所得金額が58万円以下の被保険者に対し5割の軽減が行われました。

保険料の収納状況につきましては、普通徴収保険料の収納率が99.55%で5万200円が収入未済額となっております。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて2,767万4,060円です。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助に係る交付金及び保険料賦課徴収票作成業務委託交付金が主なもので、119万3,768円です。

さらに、歳出についてご説明いたします。

予算現額7,445万8,000円に対し7,396万6,461円の支出で、99.34%の執行率となりました。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費で753万9,124円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で、6,545万2,560円です。

3款保健事業費は、人間ドックの補助金18名分で76万9,334円です。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

平成26年度一般会計並びに5特別会計決算の概要についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

白井会計管理者。

○会計管理者（白井 実君） それでは、平成26年度睦沢町会計別決算総括表がお手元に配付されていると思いますが、その1ページ目、平成26年度睦沢町会計別決算総括表のみの朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1、歳入、会計別当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

まず一般会計、31億円、4億284万1,000円、3億4,225万円、38億4,509万1,000円、38億7,651万676円、38億2,044万5,659円、99.36%、98.55%、462万4,593円、5,144万424円。

次に、国民健康保険特別会計、10億3,529万8,000円、8,662万1,000円、ゼロ、11億2,191万9,000円、12億311万8,656円、11億3,493万1,320円、101.16%、94.33%、487万3,898円、6,331万3,438円。

次に農業集落排水事業特別会計、7,216万3,000円、減の1,240万9,000円、ゼロ、5,975万4,000円、6,132万9,720円、6,126万4,920円、102.53%、99.89%、ゼロ、6万4,800円。

次に介護保険特別会計、6億9,962万5,000円、1,541万6,000円、ゼロ、7億1,504万1,000円、7億1,862万7,835円、7億1,545万3,785円、100.06%、99.56%、6万9,300円、310万4,750円。

次にかずさ有機センター特別会計、1,918万3,000円、1,764万4,000円、ゼロ、3,682万7,000円、3,303万765円、3,303万765円、89.69%、100.00%、ゼロ、ゼロ。

後期高齢者医療特別会計、7,552万8,000円、減の107万円、ゼロ、7,445万8,000円、7,437万4,871円、7,432万4,671円、99.82%、99.93%、ゼロ、5万200円。

合計、50億179万7,000円、5億904万3,000円、3億4,225万円、58億5,309万円、59億6,699万2,523円、58億3,945万1,120円、99.77%、97.86%、956万7,791円、1億1,797万

3,612円。

次に歳出でございますが、会計別当初予算額、補正予算額、繰越事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に朗読させていただきます。

まず一般会計、31億円、4億284万1,000円、3億4,225万円、38億4,509万1,000円、36億8,266万2,017円、95.78%、1億2,605万1,000円、3,592万7,983円、1億3,778万3,642円。

国民健康保険特別会計、10億3,529万8,000円、8,662万1,000円、ゼロ、11億2,191万9,000円、10億8,932万7,882円、97.10%、ゼロ、3,259万1,118円、4,560万3,438円。

次に農業集落排水事業特別会計、7,216万3,000円、減の1,240万9,000円、ゼロ、5,975万4,000円、5,818万1,794円、97.37%、ゼロ、157万2,206円、308万3,126円。

次に介護保険特別会計、6億9,962万5,000円、1,541万6,000円、ゼロ、7億1,504万1,000円、7億175万8,837円、98.14%、ゼロ、1,328万2,163円、1,369万4,948円。

次にかずさ有機センター特別会計、1,918万3,000円、1,764万4,000円、ゼロ、3,682万7,000円、3,066万8,333円、83.28%、ゼロ、615万8,667円、236万2,432円。

次に後期高齢者医療特別会計、7,552万8,000円、減の107万円、ゼロ、7,445万8,000円、7,396万6,461円、99.34%、ゼロ、49万1,539円、35万8,210円。

合計、50億179万7,000円、5億904万3,000円、3億4,225万円、58億5,309万円、56億3,656万5,324円、96.3%、1億2,605万1,000円、50万1,000円、9,002万3,676円、2億288万5,796円。

以上をもって説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 平成26年度各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表いたしまして、私からその概要についてご説明いたします。

お手元の資料1ページでございますが、平成26年度睦沢町各会計決算の審査意見についてご覧いただきたいと思っております。

初めに、2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象は、ここに記載の一般会計以下6会計につきまして審査いたしました。

次に、審査の時期でございますが、去る8月4日、5日の2日間にわたって実施いたしま

した。なお、本意見書は8月24日付で町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりであります。

次に、審査の方法ですが、町長から審査に付された各会計、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次に記載の①から⑥に掲げる事項に主眼を置いて審査を実施いたしました。

次に、3ページをご覧ください。

審査の結果でございます。

審査に付された一般会計を始めとする6会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等につきましては、執行部から詳細の説明を受け、その後、質疑応答を重ねて審査いたしました。

その結果、書類等は関係法令を遵守して作成されており、計数も関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。また、各基金及び財産等につきましては、出捐金証書、出資証券、預金通帳等の関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。さらに、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。

次に、総括であります。決算規模等につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので省略させていただきます。

なお、各会計の歳入歳出の対前年度との比較及びその増減、主な要因等をそれぞれ各会計の後段に記載しております。ご参考ください。

ページが飛んで恐縮でございますけれども、11ページをお開きください。

後段にあります財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合は次のページの上辺にお示ししておりますが、依存財源の比率が大幅に増加し、対前年度比4.15ポイント増の67.69%となっております。その内容は、社会資本整備総合交付金等の各種補助事業の実施による国・県支出金の他、消費税の増税に伴う地方消費税交付金等の増によるものでございます。

一方、自主財源は、若者定住促進住宅の家賃収入やふるさと納税の寄附金の増があるものの、町税の減収や財政調整基金の取り崩しを行わなかったこと等によりまして、前年度を4.15ポイント下回り32.31%となっています。

12ページ中段をご覧ください。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は下にお示しのとおりです。その内容でござ

いますが、経常的収入の構成比が前年度に比べて4.13ポイント減、ここ3年ほどは減少傾向にあります。

一方、収入金額で見ますと、経常的収入はほぼ横ばいで、臨時的収入は大幅に増加しています。その主な内容は、国・県支出金や諸収入で、コミュニティ助成事業補助金等の増によるものでございます。

次に、財政分析について申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることです。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、次のページ13ページ上段にお示しをしております。

1点目の財政力指数でございますが、1に近いほど地方交付税算定上の留保財源が大きいとされていますが、前年度と比較して0.01ポイント下回り0.40となっています。この指数は、ここ数年微減傾向にあり、引き続き改善が必要です。

2点目の経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、町村にあつては70%程度が望ましいとされています。本年度は86.5%で、前年度と比較して0.2ポイント改善したものの依然として80%を超えており、財政状況は硬直した状態にあります。引き続きの改善が必要です。

14ページをお開きください。

3点目の経常一般財源比率は、歳入構造の弾力性を判断する指標でありまして、本年度は95.5%、前年度と比較して0.4ポイント改善されたものの、経常一般財源収入額は、町税が年々減少しており、地方交付税や各種交付金に依存した状態にあります。ただいま申し上げたとおり、経常収支比率及び経常一般財源比率ともに若干改善しつつあるものの、根本的な財政構造の改善とは言えず、今後とも健全財政に向けた努力をお願いいたします。

4点目は、人件費比率は経常収支比率のうち人件費の占める割合であり、本年度は32.6%で、前年度と比較して1.4ポイント上昇しています。なお、人件費の推移は以下にお示しのとおりであります。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

特に指摘すべき事項はございませんが、意見として2点申し上げます。

1点目は、情報システムやインターネットは今や自治体にとって欠かせないツールであります。大切な情報資産を守ることは自治体の責務であり、住民からの信頼性の向上にもつながります。マイナンバー制度の導入に向けて、情報セキュリティポリシーの策定に取り組み

れるよう要望いたします。

2点目は、地方創生の中核拠点として、スマートウェルネスタウン構想が検討されていますが、事業を進めるに当たっては、国の動向、特に補助金、交付金の活用などを見極めつつ、財源確保と併せて費用対効果等にも十分注意して検討してください。

なお、16ページから20ページに別表をおつけしておりますが、後ほどご覧ください。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

提案理由説明及び決算内容の説明並びに決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取り扱いについてお諮りいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置しこれに審査を付託し、閉会中の継続審査としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置しこれに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑等は後日の日程とすることに決定いたしました。

◎報告第1号、報告第2号の上程、報告

○議長（市原重光君） 日程第15、報告第1号 平成26年度陸沢町健全化判断比率についてと、日程第16、報告第2号 平成26年度陸沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての2件の報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

報告第1号 平成26年度睦沢町健全化判断比率について並びに報告第2号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 報告第1号 平成26年度睦沢町健全化判断比率について及び報告第2号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、一括して報告させていただきます。

財政健全化法では、決算をもとに、地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、今定例会の日程の中でご報告させていただきます。

初めに、報告第1号の健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに該当いたしませんでした。

実質公債費比率につきましては8.2%で、前年度より0.8ポイント向上しております。その主な要因は、償還額のうち一部事務組合等の借り入れに係る市町村負担の減少等によるものです。

将来負担比率につきましても33.7%で、前年度より2.0ポイント向上しております。その主な要因は、町及び一部事務組合等の地方債の借入残高が減少したことによるものです。

次に、報告第2号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告いたします。

こちらは公営企業に関するものであり、本町の公営企業は農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になりました。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内ですが、決算の内容を見ますと、依然として厳しい財政状況であることは否めない状況であります。

今後とも一層の健全財政に向けて取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） お手元の資料、平成26年度財政健全化審査意見書をお開きください。

ご報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度財政健全化審査を去る8月4日に実施いたしました。

初めに、審査の概要について申し上げます。

財政健全化審査は、町長から審査に付されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率の算出過程において誤りがないか等に主眼を置き審査を実施し、去る8月24日付で意見を付し提出したところでございます。

10ページ裏面をお開きください。

次に、審査の結果であります。平成26年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに黒字のため、表示はありません。

次に、審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります。また、実質公債費率、将来負担比率はいずれも前年度と比較して改善しております。併せて国の早期健全化基準を下回っておりますが、引き続き健全化に努めていただきたいと思います。なお、近年、国の動向が著しく変動していることから、国の方針等に十分注意しながら、多様化する町民ニーズに今後とも応えていただきたいと思います。

最後に、是正、改善を要する事項は特にございませんでした。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書につきましてご報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月4日に実施し、8月24日付で意見を付し提出しました。

審査の概要は3に記載のとおりです。

次に審査の結果であります。町長から付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次のページ裏面をお開きください。

次に、審査の意見でございますが、資金不足が生じていないため、資金不足比率、資金不足率も発生しておりません。しかしながら、一般会計からの繰入金歳入全体の44.4%を占

めており、必ずしも経営状況は良好とは言いがたい状況にあります。

今後とも引き続き健全な経営をお願いいたします。

最後に、是正、改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で財政健全化審査意見書の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（市原重光君） 日程第17、報告第3号 平成26年度睦沢町一般会計継続費精算報告書

について報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

長時間ご苦労さまでございました。

（午後 4時06分）